

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2016-528580  
(P2016-528580A)

(43) 公表日 平成28年9月15日(2016.9.15)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 30/06 (2012.01)	G06Q 30/06 340	5L049
G06Q 30/02 (2012.01)	G06Q 30/02 470	5L055
G06Q 20/18 (2012.01)	G06Q 20/18	

審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全 49 頁)

(21) 出願番号 特願2016-515574 (P2016-515574)  
 (86) (22) 出願日 平成26年6月2日 (2014.6.2)  
 (85) 翻訳文提出日 平成28年1月7日 (2016.1.7)  
 (86) 国際出願番号 PCT/AU2014/000572  
 (87) 国際公開番号 W02014/172757  
 (87) 国際公開日 平成26年10月30日 (2014.10.30)  
 (31) 優先権主張番号 2013901961  
 (32) 優先日 平成25年5月31日 (2013.5.31)  
 (33) 優先権主張国 オーストラリア (AU)  
 (31) 優先権主張番号 2014900464  
 (32) 優先日 平成26年2月14日 (2014.2.14)  
 (33) 優先権主張国 オーストラリア (AU)  
 (31) 優先権主張番号 2014901003  
 (32) 優先日 平成26年3月21日 (2014.3.21)  
 (33) 優先権主張国 オーストラリア (AU)

(71) 出願人 515332447  
 ビトウィーン ザ フラッグス (オースト  
 ) ピーティーワイ リミテッド  
 オーストラリア国 2009 ニューサウ  
 スウェールズ ビルモント エドワード  
 ストリート 69-71 レベル 1  
 (74) 代理人 100083806  
 弁理士 三好 秀和  
 (74) 代理人 100095500  
 弁理士 伊藤 正和  
 (74) 代理人 100111235  
 弁理士 原 裕子

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 小売システム

(57) 【要約】

販売の完了を支援するために顧客及び小売業者の間の相互作用を提供する小売システムであって、少なくとも1つの品目についての情報を顧客に表示するように構成された顧客インターフェースと、通信システムを介してデータベースに提供するための顧客からの少なくとも1つの品目の潜在的な販売に関する入力を受け取るように構成された入力モジュールとを含み、データベースは顧客からの入力を小売業者に関連した少なくとも1人の他のユーザに少なくとも1人の他のユーザが見ることができ、小売業者インターフェース上で提供するように構成され、少なくとも1人の他のユーザは販売の完了を支援するためにインターフェースを利用して入力を確認して顧客と相互作用する。

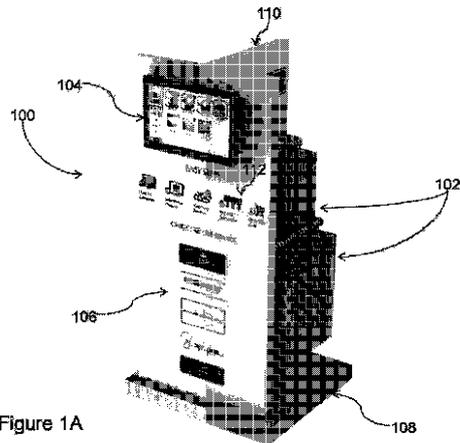


Figure 1A

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

販売の完了を支援するために顧客及び小売業者の間の相互作用を提供する小売システムであって、少なくとも1つの品目についての情報を顧客に表示するように構成された顧客インターフェースと、通信システムを介してデータベースに提供するために前記顧客から前記少なくとも1つの品目の潜在的な販売に関する入力を受け取るように構成された入力モジュールとを含み、前記データベースは前記顧客からの入力を前記小売業者に関連した少なくとも1人の他のユーザに前記少なくとも1人の他のユーザが見ることができる小売業者インターフェース上で提供するように構成され、前記少なくとも1人の他のユーザは前記販売の完了を支援するために前記入力を見て前記顧客と相互作用するように前記インターフェースを利用する小売システム。

10

**【請求項 2】**

前記顧客インターフェースは、インタラクティブキオスクである請求項1に記載の小売システム。

**【請求項 3】**

前記顧客インターフェースは、前記顧客の管理下のリモートデバイスである請求項1に記載の小売システム。

**【請求項 4】**

前記少なくとも1人の他のユーザの前記顧客との相互作用は、前記顧客が見る品目の販売価格を操作することを含む請求項1から3のいずれか一項に記載の小売システム。

20

**【請求項 5】**

前記少なくとも1人の他のユーザの前記顧客との相互作用は、前記顧客を前記販売の完了に誘導するために少なくとも1つのインセンティブを前記顧客に通信することを含む請求項1から4のいずれか一項に記載の小売システム。

**【請求項 6】**

前記システムは、前記顧客の入力に由来する分析情報を提供するために前記顧客からの入力を受け取って前記入力を処理するように構成された処理モジュールを含み、前記分析情報は小売業者インターフェースに提示される請求項1から5のいずれか一項に記載の小売システム。

**【請求項 7】**

前記処理モジュールは、前記少なくとも1つの品目に関連する販売情報を検索するために前記データベースにさらにアクセスし、前記処理モジュールはさらなる分析情報を提供するために前記販売情報を処理し、前記さらなる分析情報は前記小売業者インターフェースに提示される請求項6に記載の小売システム。

30

**【請求項 8】**

前記さらなる分析情報は、前記顧客が選択した前記少なくとも1つの品目に関連する粗利益を含む請求項7に記載の小売システム。

**【請求項 9】**

多数の製品を販売する小売建物についての総売上高を増加させる小売システムであって、前記小売建物内の顧客にシステムを提供することによるものであり、前記システムは、少なくとも1つのインタラクティブキオスクであって、

40

(c) 前記多数の製品の少なくともいくつかのサンプルの陳列と、

(d) 前記キオスクはコンピュータシステム上で維持されたデータベースと通信し、前記データベースは前記製品についての情報を含んでいることと、

密接に関連するインタラクティブキオスクを含み、

前記インタラクティブキオスクは、

(h) 前記製品の少なくともいくつかについていくつかの情報を顧客に表示するように適合された少なくとも1つの表示手段と、

(i) 前記顧客が前記製品の少なくとも1つについて(a)からの情報を見ることができるようするために、前記顧客が前記表示を操作することを可能にするように、前記顧客

50

から入力を受け取る手段と、

( j ) 前記顧客が ( b ) についていくつかの入力を提供することができるようにすることによって、前記顧客が購入を希望する 1 つ以上の製品を顧客が選ぶ手段と、

( k ) 前記顧客から前記製品について支払を受け取る手段と、

( l ) 前記顧客の識別詳細を入力する手段と、

( m ) 前記購入した製品の配送についての配送詳細を受け取る手段と、

( n ) ( インターネットなどの ) 通信システムを介して前記データベースに前記キオスクを接続する手段と、

を有し、

前記データベースは、

( f ) 前記顧客によってなされた前記購入の詳細を記録し、これらの詳細の少なくともいくつかは前記キオスクを介して前記顧客によって入力される手段と、

( g ) そのように購入した商品又はサービスの供給者と通信し、それらを供給するために注文する手段と、

( h ) 前記購入の金銭詳細を記録する手段と、

( i ) 前記顧客に供給された後で前記商品又はサービスを供給する前記供給者に支払うべき金額を支払う手段と、

( j ) 前記顧客に供給された後で前記商品又はサービスを小売する小売業者に支払うべき金額を支払う手段と、

を有し、

前記製品のサンプルは前記キオスクを用いて表示及び購入が利用可能な同じ製品の少なくともいくつかに関連し、この表示はキオスクを用いる顧客に容易にアクセス可能であるシステム。

【請求項 10】

前記製品は、商品及び / 又はサービスを含む請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 11】

前記表示手段は、画面である請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記製品 ( a ) のそれぞれについての情報は、

前記製品の 1 つ以上の画像と、

前記製品に記載したテキスト情報と、

前記製品の小売価格と、

前記製品の 1 つ以上の属性と、

の 1 つ以上を含む請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記 1 つ以上の属性は、前記製品に関連するモデル、サイズ、色、品質、数量の中から選択される請求項 12 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記顧客から入力 ( b ) を受け取る手段は、キーボード、キーパッド、カードリーダー、前記キオスクと通信する顧客のスマートフォン又はタブレット、又はタッチ画面の 1 つ以上から選択される請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記顧客による直接の操作可能なタッチ画面である請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 16】

キーボードである請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 17】

前記支払いを受け付ける手段 ( d ) は、

クレジットカード又はデビット ( 取引 ) カードリーダー、又は前記入力手段 ( b ) に設けられたクレジットカード又はデビットカード詳細の入力を可能にする手段、

又は、金銭を受け取るか、又は釣銭として払い出す手段、

10

20

30

40

50

の 1 つ以上から選択された請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 18】

前記手段 (d) は、クレジットカード取引の電子的処理についてのセキュリティ標準に適合している請求項 17 に記載のシステム。

【請求項 19】

前記キオスクを前記データベースにリンクする前記通信手段は、前記インターネットを介して維持されたリンクである請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 20】

前記製品のサンプルは、前記商品のサンプル、又は前記商品若しくはサービスについての情報を含む請求項 9 に記載のシステム。

10

【請求項 21】

前記サンプルの表示は、前記サンプルを保持する 1 つ以上のモジュールユニットを含む請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 22】

前記サンプルの表示は、前記商品又はサービスの一連のサンプルを表示して固定可能に取り付ける保持手段を含む請求項 21 に記載のシステム。

【請求項 23】

前記サンプルの表示は、少なくとも基部及び前記サンプルが取り付けられる 1 つ以上の垂直パネルを有する自立ユニットの 1 つ以上を含む請求項 21 に記載のシステム。

20

【請求項 24】

前記サンプルの表示は、その上に取り付けられた前記商品又はサービスについての情報、又は前記商品又はサービスのブランドの表示を含む請求項 21 に記載のシステム。

【請求項 25】

各キオスクは、単一のブランドに関連する前記製品を含む請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 26】

前記サンプルの表示は、前記顧客が画面と相互作用するのに便利な高さで、前記垂直パネルの 1 つの上に取り付けられた 1 つのタッチスクリーンを含む請求項 25 に記載のシステム。

【請求項 27】

前記データベースは、表示されている前記製品の中から選択している前記顧客の習慣についての情報も収集する請求項 9 に記載のシステム。

30

【請求項 28】

前記収集されている情報は、どのような種類の顧客によってどのような製品が見られているかについての情報を含む請求項 27 に記載のシステム。

【請求項 29】

前記キオスクは、前記顧客が購入を望むこともある製品について前記顧客にさらに通知するように適合された 1 つ以上のデジタルサイネージディスプレイを含む請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 30】

前記データベースは、通信リンクを介して前記キオスクに連結された中央位置で維持される請求項 9 に記載のシステム。

40

【請求項 31】

前記通信リンクは、前記インターネットを介する請求項 30 に記載のシステム。

【請求項 32】

前記キオスクによって前記顧客に表示された製品のカタログは、中央のデータベースに維持され、前記データベースに保持されたデータ上で動作するソフトウェアを使用して前記キオスクに配信される請求項 30 に記載のシステム。

【請求項 33】

前記データベースは、単一のブランドの所有者又は小売店に由来する製品のデータを保持する請求項 30 に記載のシステム。

50

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

【0001】本発明は、オンライン及びパーソナルショッピングの優れた点を組み合わせた小売システムに関する。インタラクティブなキオスクシステム及び/又はインタラクティブなウェブサイト又は商品やサービスの小売業者に小売ソリューションを提供するとともに供給者のブランド資産の構築もするソフトウェアアプリケーションに関する。小売システムは、大きく、かさばる商品やサービスを伝統的に販売する小売店のよう、特に、しかし排他的ではなく、床面積が貴重な地区での使用が見られる。このシステムは、少なくとも1つの実施形態では、販売、マーケティング、販売促進及び物流についての問題を改善するという利益を提供し、既存の伝統的な小売チャンネルで容易に利用することができる。

10

## 【背景技術】

## 【0002】

【0002】過去には、小売業は、店舗のような物理的な小売建物を一般的に必要とし、店舗は商品を保管して陳列し、又はサービスについて情報を提供し、サービスは顧客が店舗でその後で選択して購入することができるようにしていた。顧客は建物に入り、通常は棚や陳列から商品を選択し、それらをカウンターに運び、そこで、店員が支払いを受け入れ、通常は購入された品物を包装し、その後で顧客はそれを店舗から運び出すことになる。例えば旅行代理店のよう、サービスを販売するときでさえも、顧客が、パンフレットなどを閲覧して選択し、その後で店員又は旅行案内業者と適当な旅行の購入を打ち合わせ、その後で店員に購入を記録させ、選択した旅行の手配の詳細を進めさせ、顧客にチケットを提供させることができる店舗が存在している。

20

## 【0003】

【0003】昨今、このような小売企業は、しばしばコンピュータによって支援され、小売業者はコンピュータ化されたサプライチェーンシステムを利用し、時には配送システムを使用し、品物を顧客の自宅に直接に提供し、特に例えばかさばる品目ではそうである。しかしながら、顧客は、通常は店舗内のソフトウェア支援の、又はオンラインの販売システムとは相互作用していない。

## 【0004】

【0004】さらに最近では、インターネット上に位置する小売サイトに接続された自宅コンピュータを介して顧客が買い物をする、一般的に「アマゾン」(登録商標)モデルに従う、「オンライン小売」システムが急速に発展している。この構成では、顧客は、買おうとする商品の画像とともに、関係する商品又はサービスについての情報を見る。顧客は、典型的には、オンライン店舗に識別情報を登録する。また、ユーザは、クレジットカードやペイパル(登録商標)口座のような支払手段を提供し、購入物を発送するために住所を記録する。購入する商品又はサービスを選択した後で、顧客は、購入を承認し、支払いを確定し、その後でいくらかの時間の経過後に、自宅に発送された物理的な商品の配送を受け取る。時には、購入物がサービス又は航空券や電子書籍などの電子ファイルであるとき、品目はインターネットを戻ってユーザに直接に送られることができる。

30

40

## 【0005】

【0005】しかしながら、これらの小売方法のそれぞれに欠陥が存在するが、同様に利益も存在する。したがって、不利益なしで利益を用いることによって、これらの手法のそれぞれについて不利益のいくつかを回避することができるような新たな小売システムが提供されるなら有用であろう。これらの異なる小売手法のそれぞれからの利益の少なくともいくつかは単一のシステムに統合することができるなら、さらにより有用であろう。

## 【0006】

【0006】小売建物を訪問することによって、顧客に商品やサービスを購入させる方法には、多くの利益がある。顧客は、この方法に慣れており、この方法での買い物を楽しむことがしばしばある。顧客は、商品やサービスの実際のサンプルとそれらの情報を点検

50

することができる。顧客が商品を直接に見たり触ったりすることができるなら、商品を販売するのに役立つ。衣類は正しいサイズであるかを定めるために着てみることができる。インターネットでコンピュータを介したこれらの同じ品目の購入は、顧客に品目の写真や説明を見ることのみを許すものの、ちょうどこれらから、顧客は、物理的な商品の品質、サイズ、織り方、重量又は他の属性について、はっきりわからないか、又は疑いさえあることがしばしばある。

【 0 0 0 7 】

【 0 0 0 7 】他方では、オンライン小売業の利益は、顧客が、多くの異なるモデル、オプション及びサイズを含む製品のより広い範囲にアクセスすることができることがしばしばあることである。購入に利用可能な製品は単に画像として提供されているので、実際の商品は購入して配送されるまで倉庫に残り、システムの費用効率をより高くしている。一方、店舗での商品の購入では、建物の規模は、顧客が購入に興味があるかもしれない商品について、すべての異なるモデル、スタイル、サイズを保持するために十分な大きさである必要がある。このことには実際的な限界があり、小売建物は、通常、オンライン小売業で利用できるであろうよりも小さい範囲のみを仕入れるが、オンライン小売業は顧客に提示される商品やサービスのすべての可能なパリエーションを理論的に提供することができる、それは、ユーザが、スペースをあまり取ることのない電子的な表示を単に見るだけであるからである。

10

【 0 0 0 8 】

【 0 0 0 8 】物理的な小売業では、小売店主が支払わなければならないオーバーヘッドがあり、建物の家賃や十分な店員のための給与などであり、購入が利用可能な異なる商品の数量に従い増加して相関している。これらの追加コストは、オンライン小売業ではしばしば必要でなかったり、はるかに少なかったりする。

20

【 0 0 0 9 】

【 0 0 0 9 】小売建物は、通常、顧客を支援するために利用可能な少なくとも幾人かの店員を有している。良い店員は説得を用いるだけでなく、顧客に役立つ支援を提供することで、売上を増やすことができる。オンライン小売業も店員を利用可能にすることができるが、普通はマイク及びスピーカ、又はテキストメッセージ、又はビデオ対話であり、このことは、店員が顧客と直接に親しく取引しているときに販売に役立つ個人的な接触を常に欠いている。遠く離れた場所にいる店員は、オンライン小売業に唯一の可能な配置であり、商品を取り扱うことができず、又は製品が選択され、購入の選択が行われたときに、顧客が感じていることを明確に知ることができず、したがって不利な立場にある。

30

【 0 0 1 0 】

【 0 0 1 0 】したがって、小売への従来の手法に存在する不利益の1つ以上を回避又は改善する解決策を提供することは有用であろうし、又はそのような手法に別の選択肢を提供してもよい。

【 発明の概要 】

【 0 0 1 1 】

【 0 0 1 1 】本発明の一態様によれば、販売の完了を支援するために顧客と小売業者との間の相互作用を提供する小売システムが提供され、少なくとも1つの品目についての情報を顧客に表示するように構成された顧客インターフェースと、通信システムを介してデータベースに提供するための顧客からの少なくとも1つの品目の潜在的な販売に関する入力を受け取るように構成された入力モジュールとを含み、データベースは少なくとも1人の他のユーザによって閲覧可能な小売業者インターフェース上で小売業者に関連する少なくとも1人の他のユーザへの顧客からの入力を提供するように構成され、少なくとも1人の他のユーザは販売の完了を支援するために入力を確認して顧客と相互作用するインターフェースを利用する。

40

【 0 0 1 2 】

【 0 0 1 2 】顧客インターフェースは、インタラクティブキオスク及び/又は顧客に制御されたりリモートデバイスであってもよい。

50

## 【 0 0 1 3 】

[ 0 0 1 3 ] 少なくとも 1 人の他のユーザと顧客との相互作用は、顧客から見た品目の販売価格の操作を含んでもよい。

## 【 0 0 1 4 】

[ 0 0 1 4 ] 少なくとも 1 人の他のユーザと顧客との相互作用は、販売を完了するように顧客を誘導するために、顧客に少なくとも一つのインセンティブを通信することを含んでもよい。

## 【 0 0 1 5 】

[ 0 0 1 5 ] システムは、顧客入力に由来する分析情報を提供するために、顧客からの入力を受け取って入力処理するように構成された処理モジュールを含んでもよく、分析情報は小売業者インターフェースに提示される。

10

## 【 0 0 1 6 】

[ 0 0 1 6 ] 処理モジュールは、少なくとも一つの品目に関連する販売情報を検索するためにデータベースにさらにアクセスしてもよく、処理モジュールはさらなる分析情報を提供するために販売情報を処理し、さらなる分析情報は小売業者インターフェースに提示される。

## 【 0 0 1 7 】

[ 0 0 1 7 ] さらなる分析情報は、顧客が選択した少なくとも一つの品目に関連する粗利益を含んでもよい。

## 【 0 0 1 8 】

[ 0 0 1 8 ] 本発明の別の態様によれば、システムであって、小売建物内の顧客に提供することによって、多数の製品を販売する小売建物についての総売上高を増加させる小売システムが提供され、システムは、

20

少なくとも一つのインタラクティブキオスクであって、

( a ) 前記多数の製品の少なくともいくつかのサンプルの表示、

( b ) 前記キオスクはコンピュータシステム上で維持されたデータベースと通信すること、

に密接に関連するインタラクティブキオスクを含み、前記インタラクティブキオスクは、

( a ) 前記製品の少なくともいくつかについていくつかの情報を顧客に表示するように適合された少なくとも一つの表示手段、

30

( b ) 顧客が製品の少なくとも一つについて ( a ) からの情報を見ることができるようにするために、顧客が表示を操作することを可能にするように、前記顧客から入力を受け取る手段、

( c ) 顧客が ( b ) についていくつかの入力を提供することができるようになることによって、顧客が購入を希望する一つ又は複数の製品を顧客が選ぶ手段、

( d ) 顧客から製品について支払を受け取る手段、

( e ) 前記顧客の識別詳細を入力する手段、

( f ) 購入した製品の配送について配送詳細を受け取る手段、及び、

( g ) ( インターネットなどの ) 通信システムを介してデータベースにキオスクを接続する手段、

40

を有し、前記データベースは、

( a ) 顧客によってなされた購入の詳細を記録し、これらの詳細の少なくともいくつかはキオスクを介して顧客によって入力される手段、

( b ) そのように購入した商品やサービスの供給者と通信し、それらを供給するために注文する手段、

( c ) 購入の金銭詳細を記録する手段、

( d ) 顧客に供給された後で商品やサービスを供給する供給者に支払うべき金額を支払う手段、

( e ) 顧客に供給された後で商品やサービスを小売する小売業者に支払うべき金額を支

50

払う手段、

を有し、製品の前記サンプルはキオスクを用いて表示や購入が利用可能な同じ製品の少なくともいくつかに関連し、この表示はキオスクを用いる顧客に容易にアクセス可能である。

【図面の簡単な説明】

【0019】

[0019]本発明のさらなる特徴は、そのいくつかの非限定的な実施形態の以下の説明により完全に記載されている。この説明は、本発明を例示する目的のためにのみ含まれている。上述した本発明の広範な概要、開示又は説明の制限として理解されるべきではない。説明は、添付の図面を参照してなされる。

【図1】図1は本発明によるインタラクティブキオスクの1つのバージョンを示し、図1Aはキオスクの正面図を示し、図1Bは側面図を示し、図1Cは他の側面図を示している。

【図2】図2はインタラクティブキオスクの別のバージョンを示し、図2Aはキオスクの左からの正面図を示し、図2Bは右からの正面図を示し、図2Cはキオスクの他の側面を示している。

【図3】図3はインタラクティブキオスクのさらに別のバージョンを示し、3つのモジュールを含み、図3Aはキオスクの正面を示し、図3Bは図3Aのキオスクユニットの単一のモジュールを示している。[0020]タッチ画面インターフェースのための機能が、図4から16に示されている。

【図4】図4は、顧客が使用するためにホーム画面に表示される「ナビゲーション」フレームの例を示している。

【図5】図5は、「ホーム画面」の例を示している。

【図6】図6A及び図6Bは、陳列されている製品についての詳細が追加される前後の「製品一覧」画面の例を示している。

【図7】図7A及び図7Bは、2つの異なる「製品」の画面の例を示している。

【図8】図8A及び図8Bは、2つの異なる「ヘルプ」型の画面の例を示している。

【図9】図9は、「アクセサリ」選択画面の例を示している。

【図10】図10A及び図10Bは、「ショッピングカート」ポップアップ画面の例の2つの図を示している。

【図11】図11A及び11Bは「チェックアウト」画面の例を示し、図11Bは、テキストを入力するための利用可能にされた関連するオンラインキーボードを示している。

【図12】図12は、「配送」詳細画面の例を示している。

【図13】図13は、「発送」詳細画面の例を示している。

【図14】図14は、「支払」詳細画面の例を示している。

【図15】図15は、「支払処理」画面の例を示している。

【図16】図16は、「支払完了」確認画面の例を示している。

【図17】図17は、コア製品のグループの画面の例を示している。図17Aは、「確認カテゴリ割引」画面の例を示している。

【図18】図18及び18Aは、アクセサリのため及び他の割引製品のための同様の画面をそれぞれ示している。

【図19】図19は、ユーザに「無効製品」の一覧を可能にする画面を示している。

【図20】図20は、小売店の従業員がシステムにログインできるようにするログイン画面の例を示している。

【図21】図21は、顧客に選択された品目を従業員が見る画面を示している。

【図22】図22は、従業員が後で割引を追加したり品目の価格を変更したりして新たな最終価格を作成してもよい画面を示している。

【図23】図23は、「SmartBasket」(登録商標)についてのインターフェースのスクリーンショットを示している。

【図24】図24は、繰り返しの事務所画面を示している。

10

20

30

40

50

【図 2 5】図 2 5 は、供給者競合パフォーマンスレポートを示している。

【図 2 6】図 2 6 A から図 2 6 P は、スマートフォンで使用するユーザ（すなわち、顧客）インターフェースを示している。

【発明を実施するための形態】

【0020】

【0021】以下の説明においては、「ユーザ」、「顧客」、「店員」及び「小売業者」について参照する。前述した用語は、実施形態の明確で理解しやすい例を提供することを目的として読者に口語的なラベルを提供するために使用されていることが理解されるであろう。しかしながら、読者は前述の用語から「注釈」を引き出すことはなく、用語は説明の目的のためにのみ提供され、本明細書に記載及び定義された実施形態及び又はより広い発明の範囲を限定又はさもなければ変更するために使用されるべきでないことが理解されるであろう。

10

【0021】

【0022】概して、本明細書に記載の実施形態は、販売の完了を支援するために、顧客と小売業者との間の相互作用を提供する小売システムを提供する。システムは、少なくとも1つの品目について顧客情報を表示するように構成された顧客インターフェースと、通信システムを介してデータベースに提供するために顧客からの少なくとも1つの品目の潜在的な販売に関する入力を受け取るように構成された入力モジュールとを含んでいる。データベースは、顧客からの入力を、小売業者に関連する少なくとも1人の他のユーザに、少なくとも1人の他のユーザによって見ることができる小売業者インターフェース上で提供するように構成され、少なくとも1人の他のユーザは、販売の完了を支援するために、インターフェースを利用して、入力を確認して顧客と相互作用する。

20

【0022】

【0023】顧客インターフェースは、インタラクティブキオスク及び/又は顧客の制御下にあるリモートデバイスであってもよく、少なくとも一つの他のユーザの顧客との相互作用は顧客が見る品目の販売価格の操作を含んでもよい。

【0023】

【0024】少なくとも1人の他のユーザの顧客との相互作用は、顧客を販売の完了に誘導するために、少なくとも一つのインセンティブを顧客に通信することを含んでもよい。

30

【0024】

【0025】システムは、顧客入力に由来する分析情報を提供するために、顧客からの入力を受け取って入力を処理するように構成された処理モジュールを含んでもよく、分析情報は小売業者インターフェースに提示される。

【0025】

【0026】処理モジュールは、少なくとも1つの品目に関連する販売情報を検索するためにデータベースにさらにアクセスしてもよく、処理モジュールはさらなる分析情報を提供するために販売情報を処理し、さらなる分析情報は小売業者インターフェースに提示される。さらなる分析情報は、顧客が選択した少なくとも1つの品目に関連する粗利益を含んでもよい。

40

【0026】

【0027】以下でより詳細に説明する特定の実施形態では、多数の製品を販売する小売建物のために総売上高を増加させる小売システムが提供され、小売建物内の顧客にシステムを提供することによるものであり、システムは、前記多数の製品の少なくともいくつかのサンプルの陳列に密接に関連したインタラクティブキオスクの少なくとも1つを含み、前記キオスクはコンピュータシステムに維持されたデータベースと通信し、データベースは前記製品の情報を格納する。

【0027】

【0028】インタラクティブキオスクは、前記製品の少なくともいくつかについて顧客にいくつかの情報を表示するように適合された少なくとも1つの手段と、製品の少なく

50

とも1つについて顧客が(a)からの情報を見ることができるように表示を操作することが顧客に可能になるように前記顧客から入力を受け取る手段と、顧客が(b)についていくつかの入力を提供することができるようにすることによって、顧客が購入を希望する1つ以上の製品を顧客が選ぶ手段と、顧客から製品の支払いを受け取る手段と、前記顧客の識別詳細を入力する手段と、購入した製品の配送について配送詳細を受け取る手段と、(インターネットなど)通信システムを介してデータベースにキオスクを接続するための手段とを有している。

【0028】

[0029]データベースは、顧客によってなされた購入の詳細、キオスクを介して顧客によって入力されこれらの詳細の少なくともいくつかを記録する手段と、そのように購入した商品やサービスの供給者と通信し、それらを供給するために注文する手段と、購入の金銭詳細を記録する手段と、顧客に供給された後で商品やサービスを供給する供給者に支払うべき金額を支払う手段と、顧客に供給された後で商品やサービスを小売する小売業者に支払うべき金額を支払う手段とを有し、製品の前記サンプルはキオスクを用いて陳列や購入が利用可能な同じ製品の少なくともいくつかに関連し、この陳列はキオスクを用いる顧客に容易にアクセス可能である。

10

【0029】

[0030]実施形態は、図面を参照してより詳細に説明される。キオスクの物理的な実施形態の様々な例は、図1A、1B及び1C、図2及び図3に提供されている。図1A、1B及び1Cは、本発明のキオスクの例の3つのビューを示している。

20

【0030】

[0031]キオスク(100)は、複数のサンプル(102)を表示し、この例ではベッドリネンである。タッチ画面(104)は、モジュールの壁の1つに、顧客が容易にかつ簡単に利用できるような位置に取り付けられている。ディスプレイ上の製品についてのいくつかのブランド及び広告も、好ましくはキオスクに提供される。このブランドは、物理的及び取り外し可能に固定されていてもよく、又はさらに、又は代わって電子ディスプレイに提供されてもよい。ディスプレイは、好ましくは定期的かつ容易に更新することができるであろう。キオスクを構成するモジュールは、一般に、基部(108)及び1つ以上の垂直な壁(110)を有している。キオスクを使用するための説明(112)も、普通はタッチ画面の近くに設けてもよい。好ましくは、壁はディスプレイ及び棚を支持するように配置され、棚は商品のためであり、タッチ画面を取り付けるためでもある。

30

【0031】

[0032]好ましくは、壁は、タッチ画面ディスプレイ及びデータ入力手段をインターネットのような通信システムに接続するケーブル手段などを隠す内部空洞を有してもよい。物理的なディスプレイの異なるスタイル及びタイプと、表示されている製品のサンプルについての適合とが提供されてもよく、例えば棚、飾り棚、吊戸棚などである。利用可能な物理スペースは、キオスクのディスプレイのサイズについての重要な決定要因である。これは、幅広い種類の異なるキオスクと、それからキオスクが構築されるモジュールとが選ばれることを可能にする。あるいは、いくつかのキオスクは、修正されている既存の壁の固定物を占めてもよい。いくつかの店舗では独特のアクセサリを有し、キオスクはそのようなアクセサリに融合し、又は統合するように設計されてもよい。

40

【0032】

[0033]また、サンプルは、安全な方法で格納してもよいことも好ましい。このことは、盗難を減少させるが、重要なことにきちんとした魅力的な陳列を維持するのに役立つ、そのときに顧客はサンプルを取り去ったり移動させたりすることができない。キオスクをきちんと維持することは、店員が陳列を継続的に整えたり、又は取り除かれた品目を取り換えたりする必要を低減する。サンプルは、取り外せないラックに固定し、又は飾り棚に格納し、又は製品を陳列キオスク自体の一部に取り付けることによって保管されてもよい。しかしながら、製品が安全に保管されているなら、サンプルは顧客の嚴重な点検のために利用可能であるべきでもある。

50

## 【 0 0 3 3 】

【 0 0 3 4 】あるいは、キオスクは、例えば製品、又は映画、又は広告の1つ以上のビューを表示するために、1つ以上の表示画面を有してもよい。そのような画面を使用することによって中央制御されたキャンペーンや情報表示を提供することが可能になり、素早く容易に更新又は変更することができる。キオスクは、音楽を再生し、製品についてのビデオや広告からの音声を中継するスピーカが含まんでもよい。画面上のテキストは、見ること、又は関連する言葉を読むことが困難である顧客を支援するために、ソフトウェアによって自動的に読み上げられてもよい。キオスクの一部として照明が提供されてもよい。キオスクは、転倒又は移動することがないように所定の位置にしっかりと固定する手段を有してもよい。あるいは、キオスクのモジュールは、店舗内の別の場所に移動できるように、好ましくはロック可能な車輪を有してもよい。

10

## 【 0 0 3 4 】

【 0 0 3 5 】理想的には、使用される表示画面は、小売強化ユニットある。関連するケーブルはしっかり取り付けられ、所定の位置にしまい込まれている。このことは、それらが容易に又は誤って取り去ることができないように保証している。キオスクユニットの典型的なサイズは、例えば800×800mmの正方形の基部、及び1500mmの高さにすることができ、分割壁は約50mmの厚さでもよい。

## 【 0 0 3 5 】

【 0 0 3 6 】図2A、2B及び2Cに提供された表現では、キオスクの別のバージョンが示されている。図1A、1B及び1Cの概して正方形の基部と「T」形状の壁の構成の代わりに、この例では、基部は長方形であり、壁はジグザグ配置である。キオスクの特徴は、図1A、1B及び1Cと同様に同定される。

20

## 【 0 0 3 6 】

【 0 0 3 7 】この構成は、タッチ画面を操作したり見たりする顧客によってサンプルが容易にアクセスできるという利益を有している。この形状は、店舗内において、又は異なるユニット形状を混ぜることによって、特定の場所に適合することもあり、店舗の美観を向上させることができる。異なる形状のキオスクユニットは異なるブランドで使用されてもよく、顧客のためにそれらを差別化する。図2A、2B及び図2Cにおけるキオスクユニットの典型的なサイズは、例えば900×500mmの長方形の基部、及び1500mmの高さであってもよく、分割壁の厚さは約50mmであってもよい。

30

## 【 0 0 3 7 】

【 0 0 3 8 】また、複数のモジュールとしてキオスクを提供するのが得策であることもある。これらのモジュールは、一緒に又は別々に、おそらく店舗の異なる部分に配置してもよい。

## 【 0 0 3 8 】

【 0 0 3 9 】図3A、3B及び3Cに、キオスクの他の変形例が示され、キオスク(100)は3つの別個のモジュール(100A、100B及び100C)から構成され、それらは一緒に連結され、組み立てられている。小売業者は、ミックスアンドマッチの構成で異なるモジュールを利用してもよい。例えば、この例ではポートアクセサリである製品が更新されるとき、組み込まれた新しいモデルを有する交換用のモジュールを提供することができ、展示された従来のモデルを有する古いモジュールと交換することができる。この例では、サンプル(102)は表示キオスクに固定されている。

40

## 【 0 0 3 9 】

【 0 0 4 0 】図3Aに示すように、キオスクを使用するための説明は、ディスプレイのタッチ画面104上に含まれ、キオスクの壁に含まれるのではない。キオスクモジュールユニットの典型的なサイズは、例えば1000×600mmの長方形の基部、及び1900mmの高さでもよく、分割壁は約50mmの厚さでもよく、それによってパネルが開くようになることがあり、製品が所定の場所に固定された内部へのアクセスを与える。1つのモジュールは、ポート制御レバーのサンプルが取り付けられた箱を示し、顧客が直接に試すことができるようにしている。

50

## 【 0 0 4 0 】

【 0 0 4 1 】ディスプレイタッチ画面の機能をより詳細に説明する。これらの例は、画面と、その情報表示機能及びデータ入力機能との間の相互作用を実施するひとつの方法である。他の一般的に使用される選択肢が、所望の結果を達成するために利用されることもある。

## 【 0 0 4 1 】

【 0 0 4 2 】図 4 の 4 0 0 では、タッチ画面ディスプレイに提供されたナビゲーションフレームの一部を示している。図 5 を参照すると、図 4 の 5 0 2 の部分（すなわち、部分 5 0 2 は図 4 の部分 4 0 0 と同等である）を含むタッチ画面ディスプレイに提供されたナビゲーションフレームの例が示されている。画面に特定の位置にあることが好ましい。表示された構成要素は、下記の表 1 で説明される。

10

## 【 0 0 4 2 】

## 【表 1】

凡例	アイテム	説明
4 0 2, 5 0 4	回転バナー	画像を回転する
4 0 4, 5 0 6	ホームアイコン	選択するとホーム画面に戻る
4 0 6, 5 0 8	ビデオアイコン	選択するとビデオアイコンのポップアップを開き、ビデオを再生する
4 0 8, 5 1 0	言語アイコン	選択すると言語ポップアップが開く（オプション）
4 1 0, 5 1 2	メールアイコン	選択するとメールポップアップが開く（オプション）
4 1 2, 5 1 4	カテゴリサブナビゲーションメニュー	キオスクで利用可能なすべてのカテゴリを表示するトップレベルのカテゴリを変更するユーザの追加のメニューオプションに使用される
4 1 4, 5 1 6	ショッピングカート	品目の合計数及びカートコンテンツの合計金額を表示する選択するとショッピングカートポップアップを開く

20

30

## 【 0 0 4 3 】

【 0 0 4 3 】このナビゲーションフレームはユーザに異なる表示を起動することを可能にし、回転バナー（ 4 0 2、 5 0 4 ）は入手可能な製品の一連の画像を示している。ユーザが初期設定に画面を戻すために選択することができる「ホーム」アイコンボタン（ 4 0 4、 5 0 6 ）がある。タッチ画面での選択は、顧客にアイコンをタップことだけ関与させる。そうでなければ、例えばジョイスティック、別個のタッチパネル、マウスなどをボタンの選択のために使用することができる。別のアイコンやボタンは、製品についての情報を含む表示領域（ 4 0 2、 5 0 4 ）にビデオ（ 4 0 6、 5 0 8 ）を表示する。好ましいが、オプションの特徴として、表示されているテキストを他の言語に変更する「言語」ボタン（ 4 0 8、 5 1 0 ）があってもよいが、このオプションなしでは、テキストはローカル言語で表示され、この例では英語である。

40

## 【 0 0 4 4 】

【 0 0 4 4 】別のオプションは「電子メール」ボタン（ 4 1 0、 5 1 2 ）であり、顧客が電子メールアカウントに情報を受信又は送信できるようにし、電子メールアドレスはタッチ画面のキーボードを使って入力することができる。好ましい手法では、このボタンによって顧客がメーリングリストに参加することを可能にする。あるいは、同様の目的を実行するために、ツイッター、フェイスブックなどの他のリンクが代わりに提供され、それら

50

の間で選択が可能になってもよい。「カテゴリ」領域(412、514)のボタンは、特定の品目を見つけるのを支援するために、顧客が特定のサブカテゴリに表示されている製品をフィルタすることを可能にするために提供されてもよい。また、ディスプレイは、理想的には「ショッピングカート」へのアクセスを提供し、それはオンライン小売ソフトウェアシステム(414、516)で利用される知られた概念である。

【0045】

[0045] 図5には、ホーム画面の例が示されている。ホーム画面の構成要素は、以下の表2でより詳細に説明する。

【0046】

【表2】

10

凡例	アイテム	説明
518	カテゴリ画像	選択すると商品一覧ページ又は次のグループ化レベルページのいずれかに行く
520	カテゴリ製品インジケータ	カテゴリで入手可能な製品の合計数を表示する
522	カテゴリ名	カテゴリ名を表示する
524	カテゴリ説明	カテゴリ説明を表示する

【0047】

20

[0046] 画面のこの部分は、製品(518)の各カテゴリのアイコンを表示する。アイコンが選択されると、ディスプレイはそのカテゴリの製品一覧、又はサブカテゴリ一覧のどちらかを表示するように変化する。理想的には、各カテゴリで入手可能な複数の可能な製品(520)は、各カテゴリアイコンに隣接して示される。アイコンの下にカテゴリ名(522)及び説明(524)が表示されてもよい。

【0048】

[0047] 図6A及び6Bに、「製品一覧」画面600の例が示されている。画面600の構成要素は、以下の表3で説明する。この画面は、選択したカテゴリで購入が利用可能なすべての製品の一覧を示している。

【0049】

30

【表3】

凡例	アイテム	説明
602	製品画像	選択されると製品画面に行く
604	製品名	製品の名称
606	非販売製品価格	販売しない製品の価格及び表示
608	販売製品価格	販売中の製品の価格及び表示
610	製品のオーバーレイ	追加の製品情報をユーザに伝える

40

【0050】

[0048] 各製品の画像が示され(602)、その名称(604)、及び各製品の価格(606)も示される。普通の価格が示されているが、好ましくは販売中の製品(608)の調節された価格が特別な方法で示されてもよく、例えば独特の色を用い、理想的には元の価格(606)も示されるが、その金額は取り消し線を付して示される。「オーバーレイ」符号アイコンも、特別に重要な製品についての追加情報を示すために、表示(610)してもよい。

【0051】

[0049] 図7A及び7Bにおいて、「製品」画面700の例が示されている。構成要素を以下の表4で説明する。この画面は、顧客によって選択された購入が利用可能な製

50

品のそれぞれの詳細を示している。普通はチェックアウトの前にユーザに示される最後の画面になるであろう。その一般的な目的は、ユーザに特定の製品について知りたいことあるすべてを提供することである。サイズ、色、スタイル、モデルなどについてのオプションがここに示される。

【 0 0 5 2 】

【 表 4 】

凡例	アイテム	説明
702	製品画像	大型製品デフォルト画像
704	製品名	製品の名称
706	ブランド名	製品ブランドの名称
708	価格	数量に基づく価格（好ましくは、卸売価格も利用可能であり、注文ごとの卸売コストも計算して保存できる）
710	数量	カートに追加するように選択した製品の数
712	数量の追加／削除	＋を選択したときに数量に1を加算し、－を選択したときに数量から1を減算する
714	色セレクト	製品に使用可能な表示色 選択されたとき： ハイライト色を変更する その色、すなわち画像、属性に利用できる 製品属性をロードする
716	画像セレクト	製品に利用可能なディスプレイ属性一覧 選択されたとき： ハイライト画像を変更 主画像領域を変更
718	サイズセレクト	製品に利用可能なディスプレイの属性一覧 選択されたとき： ユーザの製品選択についての情報を保存
720	アクセサリボタンを追加	選択するとアクセサリポップアップを開く
722	製品説明	製品の説明を表示する
724	サイジングヘルプボタン	選択するとサイズ情報ポップアップが開く
726	問い合わせボタン	選択されると電子メールポップアップが開く
728	戻るボタン	選択されるとキオスクが表示された前の画面に戻る
730	カートにボタンを追加	選択するとショッピングカートに製品を追加する
732	製品オーバーレイ	ユーザに追加製品情報を伝える

10

20

30

40

50

【 0 0 5 3 】

【 0 0 5 0 】製品画面では、代表的な製品画像（702）が、その名称（704）及びブランド（706）とともに表示される。小売価格（708）が示される。製品（710）についての数量を表示するフィールドは、表示された数量を増減させ制御（712）とともに表示される。数量は、例えばデフォルトで1に設定することができる。色（714）を選択する制御は、製品に適切であるなら、表示することができる。すべてのこれらの制御は、他の変形例を表示するために使用することができる。利用可能な一連の画像があると、サムネイルを提供することができ（716）、顧客に主画像（702）について製品の他のビューに交換をさせる。サイズ（718）を選択する制御は、製品の適切であるなら、表示することができ、又はこれは他の属性に使用してもよい。好ましくは、製品がアクセサリとともに販売することができると、これらを選択するための制御（720）

が提供され、このアクセサリを選択することができるように、ポップアップウィンドウを表示させることができる。製品説明が表示される(722)。

【0054】

[0051] 顧客を支援する様々な機能が提供されてもよい。これらは、例えば、「サイジングヘルプボタン」(724)、又は「問い合わせ」ボタン(728)を含んでもよい。「戻る」制御(728)が提供される。「ショッピングカートに入れる」制御(730)も提供される。また、顧客に付加的な製品情報へのアクセスを与えるために、製品オーバーレイ制御(732)が設けられてもよい。

【0055】

[0052] 図8A及び8Bでは、ポップアップ「ヘルプ」画面800の例が示されている。構成要素は、以下の表5で説明する。このような画面は、元の画面のボタンをクリックするかタッピングすることによって、このヘルプ画面が呼び出された場所から元の画面の上部に「ポップアップ」するか又は現れる。図8Aは、「問い合わせ」画面の例であり、キオスクが関連する商品の供給源である、会社の画像(A)が、(通常ロゴ又はいくつかの広告を含んで)、表示されている。会社の詳細も提供され(B)、通常はその住所及び電話の詳細を示し、オプションとして、これは、例えば、会社のウェブサイトへの接続をさらに可能にするリンク、又は会社に電子メールを送信するオプションを顧客に可能してもよい電子メールのリンクも含んでもよい。そうでなければ、顧客はこれらの詳細を自分のスマートフォンにコピーしてもよく、会社自体に電話をしたり、テキストや電子メールを送信したりすることができるようになる。制御(C)は、ユーザに、ポップアップウィンドウを閉じ、元の画面に戻ることができるように利用可能である。

10

20

【0056】

【表5】

凡例	アイテム	説明
802	「問い合わせ」(又は「サイジング」)画像	ユーザが読む問い合わせ情報
804	「問い合わせ」(又は「サイジング」)説明	問い合わせについての情報
806	閉じるボタン	選択されるとポップアップが閉じる

30

【0057】

[0053] 図8Bでは、同様のポップアップウィンドウの例が示され、例えば、ベッドリネンや衣類の品目について、顧客にサイジングのヘルプを提供している。ここでも、画像(802)又は表、又はテキスト説明があり、顧客に、メートル、ヤードポンド又は他のサイジングシステム、又はおそらくシートについて、キング、クイーン、ダブル、及びシングルサイズ及びその実際の大きさのサイズへの変換を与える。システムの設計を支援するために、同様のテンプレートがすべてのヘルプポップアップウィンドウについて使用することができる。ここでも、ウィンドウの部分がテキストの説明(804)のために確保され、ユーザにウィンドウを閉じたり、前のウィンドウに戻ったりすることを可能にするために、「閉じる」ボタン又は制御(806)が提供されている。

40

【0058】

[0054] 図9では、「アクセサリ」ポップアップウィンドウ900の例が示されている。主製品(902)についての画像があり、主製品に付随するように選択してもよい、アクセサリのすべての小さい画像やサムネイル(904)も提供されている。アクセサリの各タイプは、理想的にはメインの問い合わせから探し出すことができ、それで、この機能は顧客が購入の最初の選択に適合するアクセサリを見つけることができるようにするショートカットとして動作することができる。この例では「左矢印」906及び「右矢印」制御908が提供され、アクセサリ画像の下に示された数量を増加又は減少させることによって、ユーザが各アクセサリについて数量を選択できるようにしている。これは、小

50

計 9 1 0 も更新する。各アクセサリ ( 9 1 6 ) の名称は、その画像に隣接して提供されている。小計を示すフィールド ( 9 1 0 ) が好ましくは提供され、ユーザがショッピングカートにアクセサリを追加できるようにする制御 ( 9 1 2 ) も利用可能である。また、閉じるボタン 9 1 4 も提供されている。これらの制御の概要は、以下の表 6 に示されている。

【 0 0 5 9 】

【 表 6 】

凡例	アイテム	説明
9 0 2	主商品画像	主製品画像
9 0 4	アクセサリ画像	アクセサリ画像
9 0 6	左矢印	選択すると： 数量に 1 を追加する 小計を増加させる
9 0 8	右矢印	選択すると： 数量から 1 を差し引く 小計を減少させる
9 1 0	小計	カートに追加したアクセサリの小計を表示する
9 1 2	アクセサリボタンを追加	選択するとユーザのカートにアクセサリ選択を追加する
9 1 4	閉じるボタン	選択するとアクセサリポップアップを閉じる
9 1 6	アクセサリ名	アクセサリの名称

10

20

【 0 0 6 0 】

【 0 0 5 5 】 図 1 0 A 及び 1 0 B は、ショッピングカートポップアップウィンドウ 1 0 0 0 の 2 つのビューを表示している。製品画像 ( 1 0 0 2 ) は、顧客が購入を決めた品目のそれぞれについて示されている。その画像の下に製品の名称 ( 1 0 0 4 ) が表示されている。製品の価格 ( 1 0 0 6 ) は、好ましくは製品名の下に示されている。この例では、ウィンドウの下部に、選択した品目の数の合計 ( 1 0 0 8 ) 、及びショッピングカート内のすべての品目の合計金額 ( 1 0 1 0 ) が表示されている。ショッピングカート进行操作する様々な制御も提供される。例えば、選択した品目のすべてをクリアするボタン ( 1 0 1 2 ) は、ユーザが最初からやり直すことができるように、提供することができる。「チェックアウト」ボタン ( 1 0 1 4 ) は、ショッピングカートは準備ができているときについて、顧客が購入を継続できるようにするために、提供されている。顧客が品目 ( 1 0 1 6 ) を削除することを可能にする制御を提供してもよい。1 つの画面に表示できる以上の選択した項目があると、左矢印 ( 1 0 1 8 ) 及び右矢印 ( 1 0 2 0 ) のボタの形式で、顧客が次又は前の画面に移動することができるようにする制御が示される。「閉じる」ボタン ( 1 0 2 2 ) は、ポップアップウィンドウを閉じる。選択された品目のそれぞれについていくつかの詳細が提供される。製品名又はブランド ( 1 0 2 4 ) が示され適切であれば、選択した色の説明 ( 1 0 2 6 ) 、及びサイズの説明 ( 1 0 2 8 ) もともに示される。各製品について選択された数量も、その数量を考慮した小計 ( 1 0 3 2 ) のように示されている ( 1 0 3 0 ) 。関連したアクセサリも発注されていると、その詳細 ( 1 0 3 4 ) は主製品の下に示され、その価格は小計 ( 1 0 3 2 ) に含まれている。図 1 0 A は顧客に最初に提示されるビューを示し、図 1 0 B はその詳細が入ったウィンドウを示している。

30

40

【 0 0 6 1 】

【表 7】

凡例	アイテム	説明
1002	製品画像	製品デフォルト画像
1004	製品名	製品の名称
1006	製品価格	製品価格
1008	カート品目	ショッピングカート内の品目の合計数
1010	カート価格	ショッピングカート内のすべての品目の合計価格
1012	クリアカート	選択すると確認アラートボックスが開く
1014	チェックアウトボタン	選択すると課金ステップ1の画面が開く
1016	品目削除ボタン	選択すると確認アラートボックスを開く
1018	左矢印ボタン	カート内の製品を通じて左に移動
1020	右矢印ボタン	カート内の製品を通じて右に移動
1022	閉じるボタン	選択するとショッピングカートポップアップを閉じる
1024	製品ブランド	製品のブランド
1026	製品カラー名	製品の色の名称
1028	商品サイズ名	製品のサイズの名称
1030	製品数量	カートに追加製品についての品目の数
1032	製品合計	製品費用の合計金額 (製品価格×数量)
1034	アクセサリ	選ばれたアクセサリの詳細

10

20

## 【0062】

[0056] 顧客が購入を承認した後、「チェックアウト」制御を使用すると、顧客はいくつかの識別詳細を提供するように求められる。この機能を有効にする画面の例(1100)が図11A及び図11Bに示されている。制御及び機能の概要が、下記の表8に提供されている。チェックアウトプロセスの最初のステップは、顧客基本情報を収集することである。これらは、顧客の名前を含み、好ましくはファーストネーム(1102)及び姓(1104)に分けられ、電話番号(1106)及びメールアドレス(1108)を伴う。いくつかの説明も、顧客が必要な情報を埋めることを導くために、提供される(1110)。基本的なチェックは、要求された情報が提供されていること、好ましくはこれらのフィールドのそれぞれに情報の適切なタイプが入力されていることについて実行される。例えば、電子メールのフィールドは、例えば「@」文字を含む適切な形式の電子メールアドレスを有している必要がある。インジケータ(1110)は、情報が欠落しているか、又は情報が期待された正しいタイプでないかのいずれかにフラグを立てるために提供されている。

30

## 【0063】

[0057] また、図11Bに示すように、ユーザがテキストを入力しなければならないフィールドを選択するとき、オンスクリーンキーボード(1136)が表示される。顧客は、自分の名前などを入力するために、キーをタップし、又はそうでなければ選択することができる。あるいは、このことを取り扱うために、音声認識システムを使用することができる。

40

## 【0064】

[0058] ボタン(1112)は、入力されたデータを検証し、その後で、おそらくショッピングを続けるために、「ホーム画面」に戻るよう移動することによって、顧客がショッピングを続けることを可能にしている。顧客にショッピングカート(1114)を見ることを可能にするボタンも入力されたデータを検証し、その後で「ショッピングカ

50

ート」ポップアップウィンドウを開く。「戻る」(1128)ボタンは画面を検証し、その後で前のページに戻す。最後に、「次のステップ」ボタン(1130)は検証し、次の課金プロセスのステップに移動する。

【0065】

[0059] 好ましくは、注文の概要も、製品名(1120)、製品数量(1122)、製品属性(1124)及び製品価格(1126)で示される。合計費用(1132)が示される。

【0066】

【表8】

凡例	アイテム	説明
1102	ファーストネーム	ユーザのファーストネーム
1104	姓	ユーザの姓
1106	電話番号	ユーザの電話番号
1108	電子メールアドレス	ユーザの電子メールアドレス
1110	情報テキスト	どのような情報がフィールドエントリに期待されるかをユーザに通知する
1112	エラーインジケータ	フィールドが検証に合格したかどうかの視覚的インジケータ
1114	ショッピング続行ボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功するとホーム画面に移動する
1116	ビューカートボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功するとショッピングカートポップアップを開く
1118	連絡先詳細ボタン	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1120	製品名	購入している製品の名称
1122	製品数量	購入している製品の数量
1124	製品属性	購入している製品の属性
1126	製品費用	購入している製品の総費用
1128	戻るボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功すると前のページに戻る
1130	次のステップボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功すると課金プロセスの次のステップに移動する
1132	合計費用	送料を含む購入されている注文の合計費用
1134	サブスクリプション	ユーザのサブスクリプションを有効にする
1136	キーボード	ユーザ入力用のウィンドウズキーボード
1138	配送住所	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1140	発送方法	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1142	支払い	選択されると現在の画面を強制的に検証する

10

20

30

40

【0067】

[0060] 図12では、顧客のアドレスの詳細を入力するためのウィンドウ1200

50

の例が示されている。ここでも、顧客が自分のアドレスを追加できるようにするために、ポップアップキーボードが使用可能になされる。例えば、「国」(1202)フィールドのようなフィールドのいくつかは、あり得るすべての国が表示されているリストのドロップダウンを提供し、ユーザは正しいものを選択するだけでよい。入力される情報の品目についてのいくつかの詳細が以下の表9に与えられている。

【0068】

[0061] 顧客が、自分の国(1202)、州(1204)、郊外(1206)及び街路住所(1208)を提供することが要求される。顧客の名前を入力する画面と同じように、画面には必須フィールドが入力したテキストのタイプが有効であることを検証する。エラーインジケータ(1212)は、フィールドが空白であったり、又は無効な情報が含まれたりしていると顧客に通知する。入力された情報の組み合わせは領域(1210)に表示されるので、それで、顧客は正しいフィールドに正しい情報を入力したことを確認することができる。

10

【0069】

[0062] 顧客の詳細は、前の購入から、データベースにすでに記録されていてもよい。このことを支援するオプションは、顧客に固有の識別番号を提供することである。誤りを減らすためにこれを使用するとき、好ましくは秘密のパスワードが必要になる。識別番号の詳細は、顧客に電子メールで送信されてもよく、又は印刷レシートが提供されてもよい。あるいは、クレジットカード又は他の支払方法が顧客の詳細のデフォルトセットのトリガーに使用されてもよく、又はこれらの顧客の電話番号若しくは名前又はこれらの組み合わせで用いてもよい。しかしながら、顧客がユーザの詳細を追跡する必要を最小限にするために、キオスクのそれぞれの使用でその識別及び住所の詳細に顧客キーを有することが好ましいことある。

20

【0070】

【表 9】

凡例	アイテム	説明
1202	国	国ドロップダウン
1204	州/地方/地域	州/地方/地域ドロップダウン
1206	郊外	ユーザの郊外
1208	郵便番号	ユーザの郵便番号
1210	街路アドレス	ユーザの街路アドレス
1212	エラーインジケータ	フィールドが検証に合格したかどうかの視覚的インジケータ
1214	ショッピング続行ボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功するとホーム画面に移動する
1216	ビューカートボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功するとショッピングカートポップアップを開く
1218	連絡先詳細ボタン	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1220	製品名	購入している製品の名称
1222	製品数量	購入している製品の名称
1224	製品属性	購入している製品の属性
1226	製品費用	購入している製品の総費用
1228	戻るボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功すると前のページに戻る
1230	次のステップボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功すると課金プロセスの次のステップに移動する
1232	合計費用	送料を含む購入されている注文の合計費用
1234	配送住所	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1236	発送方法	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1238	支払い	選択されると現在の画面を強制的に検証する

10

20

30

40

50

## 【0071】

【0063】顧客は、どのように商品を配送したいかを記録するために、「次のステップ」ボタン（1230）を用いて進むであろう。発送方法を選ぶというこの機能のための画面1300の例が、図13に示されている。前の画面と同じように、ユーザが示されたフィールドのいずれかにテキストの入力を望むときに、ポップアップキーボードが利用可能である。好ましいフィールドは、以下の表10に概説されている。

## 【0072】

【0064】購入した製品を発送するために、このウィンドウを用い、顧客は使用を望む発送方法を選択するであろう。潜在的な選択肢の中から選択（1302）できるようにする制御が提供されている。各方法の費用が、到着予定時刻のような、関連する利益及び不利益の説明とともに短い名称（1306）で示されている（1304）。メッセージを可能にするフィールドも利用可能であり（1310）、製品がドアに配送されたときに、顧客がさらなる指示を提供することを可能にしている。オプションの1つ、顧客が中にい

る店舗から自分でいくつかの又はすべての品目を収集することでもよく、このオプションが利用可能であると、次に商品の在庫があることを示すインジケータが提供されてもよいし、又はこのことを承認する店員を有する手段が提供されてもよい。

【 0 0 7 3 】

【 表 1 0 】

凡例	アイテム	説明
1302	発送方法セレクト	ユーザ配送方法選択 選択すると： 送料が注文金額に追加される
1304	送料	送料
1306	発送名	発送方法の名称
1308	発送説明	発送方法の説明
1310	発送メッセージ	発送指示に付したユーザメッセージ
1312	ショッピング続行ボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功するとホーム画面に移動する
1314	ビューカートボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功するとショッピングカートポップアップを開く
1316	連絡先詳細ボタン	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1318	製品名	購入している製品の名称
1320	製品数量	購入している製品の数量
1322	製品属性	購入している製品の属性
1324	製品費用	購入している製品の総費用
1326	戻るボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功すると前のページに戻る
1328	次のステップボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功すると課金プロセスの次のステップに移動する
1330	合計費用	送料を含む購入されている注文の合計費用
1332	配送住所	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1334	発送方法	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1336	支払い	選択されると現在の画面を強制的に検証する

10

20

30

40

【 0 0 7 4 】

[ 0 0 6 5 ] 顧客は、次のステップに進み、支払い方法が選択される。支払方法を定義するウィンドウの例は、図 1 4 の画面 1 4 0 0 に示されている。このために利用することができるフィールドの詳細は、以下の表 1 1 に提供されている。購入している商品の合計金額が示され ( 1 4 3 0 )、顧客がそれらの間で選択することができるように、支払いをなす様々なオプションも提供されている ( 1 4 0 2 )。これらはクレジットカードを選択するオプションを含んでもよく、その中から選択するために様々なクレジットカードについてのアイコンが示されている。あるいは、オプションは現金での購入を含んでもよく、顧客がレジに持って行けるように伝票を提供して印刷してもよい。一般的に使用される支

50

払方法のいずれか、この画面に組み込んでよい。

【 0 0 7 5 】

【 表 1 1 】

凡例	アイテム	説明
1402	発送方法セクタ	ユーザに特定の支払方法を選択させるために使用される
1404	ショッピング続行ボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功するとホーム画面に移動する
1406	ビューカートボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功するとショッピングカートポップアップを開く
1408	連絡先詳細ボタン	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1410	製品名	購入している製品の名称
1412	製品数量	購入している製品の数量
1414	製品属性	購入している製品の属性
1416	製品費用	購入している製品の総費用
1418	戻るボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功すると前のページに戻る
1420	次のステップボタン	選択すると： 現在の画面を強制的に検証する 検証が成功すると課金ステップ5画面に移動する
1422	合計費用	送料を含む購入されている注文の合計費用
1424	配送住所	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1426	発送方法	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1428	支払い	選択されると現在の画面を強制的に検証する
1430	合計金額	送料を含む購入されている注文の合計費用 合計費用と同じでなければならない

10

20

30

40

【 0 0 7 6 】

[ 0 0 6 6 ] 顧客は、次に、第5のステップに進み、支払が処理される。図15のこの画面1500で利用することができるフィールドの例を以下の表12に示す。一般的に、選択した支払方法がハイライトされ(1502)、プログレスバー(1504)が処理時間の発生を視覚的に示す。関連する合計金額(1506)も表示される。支払が拒絶されると、例えばクレジットカードのチェックが顧客によってさらなる費用をもたらすことを許可しないと、エラーメッセージが表示されるであろう。

【 0 0 7 7 】

【表 1 2】

凡例	アイテム	説明
1502	支払方法画像	ユーザによって選択された支払方法画像
1504	支払プログレスバー	取引の進捗を視覚的に表示する
1506	合計金額	送料を含む処理された注文の合計費用

## 【0078】

[0067]最後に、支払結果を示すウィンドウが顧客に表示され、その例1600が図16に提供される。画面に含めることができるフィールドの概要を表13に示す。取引が成功した通知(A)が表示される。取引が発生した店舗の名前が示され(B)、顧客は、前に提供した電子メールアドレスを用いて、さらなるショッピング情報が提供されるように自分自身をメーリングリストに追加させることに招待されてもよい(C)。ユーザは、ホーム画面に戻るために「終了」ボタンをクリックする。希望があれば領収書を印刷することができ、又は前に提供されたアドレスで顧客に電子メールで写しを送信してもよい。

10

## 【0079】

【表 1 3】

凡例	アイテム	説明
1602	電子メールアドレス	ユーザの電子メールアドレスが連絡先詳細に入力される
1604	店舗名	購入した店舗ユーザの名前
1606	サブスクリプション	ユーザのサブスクリプションを有効にする
1608	終了ボタン	選択するとホーム画面に戻る ユーザがサブスクライブするYesを選択すると、サブスクリプションプロセスが開始される
1610	注文完了	
1612	合計金額	送料を含む処理された注文の合計費用

20

30

## 【0080】

[0068]示された例は、インタラクティブキオスクの1つの変形例及び関連するソフトウェアである。他の変形例が同様に使用されてもよい。

## 【0081】

[0069]言及したように、言語翻訳モジュールは、本発明の好ましい実施形態である。また、視覚又は聴覚に障害を有する顧客のために提供されてもよい。このことは、画面に示された詳細のサイズを拡張するボタンに関してもよい。イヤホンジャックは、ボリュームコントロールと一緒に、顧客にイヤホンを接続させることができるように画面に設けることができ、ボリューム制御は、希望するなら任意の話しによる情報又は広告がより大きな声で再生されるようにする。補聴器との統合を可能にする機能も可能である。各画面に表示されたテキストをユーザに話す設備のオプションもあるが、この機能を有効にするには既存のソフトウェアを使用する。

40

## 【0082】

[0070]さらに好ましい選択肢として、システムは、ディスプレイを使用して顧客へのチュートリアルを提供してもよい。このチュートリアルはキオスクの機能を説明する映像であってもよいし、又は他には個別の短いビデオが各ウィンドウ、又は機能の説明を表示してもよい。これらのチュートリアルは、ウィンドウの「ヘルプ」制御を使用して、又は別個のボタン及びシステムを介して始動される。

50

## 【0083】

[0071]他の好ましいオプションは、キオスクが関連する製品についてディスプレイを介してチュートリアル又はインフォーマショナルを提供することである。例えば、調理用具が購入されたとき、購入プロセスの最後に、ちょうどいくつかの例として、どのように使用し、汚れを落とし、又は手入れをするか顧客を教える短い実演が提供されてもよい。一般的なチュートリアル又は広告も、製品について顧客に示されてもよい。

## 【0084】

[0072]さらに別の好ましいオプションとして、店員に向けてディスプレイにチュートリアルが提供されてもよい。これらのタイプのチュートリアルは、隠された制御、又はセキュリティ有効の使用を含んでもよい。あるいは、これらのチュートリアルは、各店員が自分の名前の識別詳細を入力したときに利用可能にされてもよい。そうでなければ、これらのチュートリアルは、キオスクを含んでいる店舗位置が顧客に対して閉鎖された時間に利用可能である。これらのチュートリアルの目的は、キオスクに陳列された製品について店員を訓練することである。一定範囲の製品について、又は新しいモデルについての情報が店員に提供されることができ、販売員の商品知識を更新する目標は相互作用を用いて向上させることができ、それで、例えば、製品についての多肢選択のテストが知識をテストするために提供されることができ、販売員が自分の識別詳細を使用してデータベースにログインすると、テストの結果を保存することができ、例えば、最もよく学んだ販売員にボーナス又は賞が与えられることができる。

## 【0085】

[0073]システムの第3の特徴は、キオスクでデータベースへの接続に利用されるインターフェースである。製品について画面に表示されたすべての情報は、上述したように、データベースに保持されている。データベースは、各キオスクについて個別のコンピュータユニットに局所的に維持されてもよい。しかしながら、最も好ましくは、データベースは中央に位置し、キオスクは、インターネットなどの通信回線を介してデータベースにリンクされる。顧客から捕捉されたデータも、データベースに追加され、保持される。

## 【0086】

[0074]適切なデータベースが、管理及び維持するソフトウェアと一緒に利用されてもよい。アクセス、セキュリティ、データの更新又は追加又は消去は、従来的手段を使用して作成されたソフトウェアプログラムによって管理される。各個別のデータベースは好ましくは同じアーキテクチャを利用するであろうが、製品のいくつかのタイプは基本的なシステムには適用されないこともある余分な、又は特別な機能を保証することができ、その場合は若干異なるアーキテクチャの変形例が維持されてもよい。

## 【0087】

[0075]各キオスクブランドオーナー及び小売業者のための中央化されたデータベースが好ましい。しかしながら、セキュリティなどに注意が払われる場合には、異なるブランド及び小売業者からのデータの組み合わせが使用されてもよい。しかしながら、一般的なキオスクの製品について、特定のブランドオーナーのデータを保持する別個のデータベースを提供することが賢明である。

## 【0088】

[0076]中央化されたデータベースシステムは、本発明についてキオスクに陳列されている製品のカタログの容易で迅速な更新を可能にする。データベースは、各キオスクに供給されたサンプルも好ましくは管理し、看板及び広告も同様に使用される。ブランドオーナーが、新しいモデルを追加し、又は1シーズン品を互いに交換することによって、製品のカタログを更新することを望むと、これはデータベースに保持された情報を使用して展開することができる。新しいサンプル及び看板は、注文され、カタログに掲載され、データベースの情報を使用して各場所に発送され、各場所の販売員がタッチ画面を用いてこれらが顧客のディスプレイに出ている合図をした後に、製品のカタログは直ちに切り替えることができる。販売員のためのチュートリアル機能は、例えばどのように新しいサンプル、看板を更新して配置するかを示すために利用されてもよい。

## 【 0 0 8 9 】

【 0 0 7 7 】データベースは、顧客が入力した詳細も維持している。従来の会計処理を使用し、供給者、小売業者、及び荷主への支払いの配信を取り扱うことと一緒に、販売の努力を支援するために、このデータのソースは採掘されることができる。

## 【 0 0 9 0 】

【 0 0 7 8 】中央化されたデータベースは、キオスクをカテゴリにグループ化するのにも使用され、指定された基準を満たすそれらのグループの製品についても価格を変更してもよい。例えば、ポート用品を販売するキオスクは、キオスクの地域の天気が寒くて雨であるときにその価格を割り引いてもよい。

## 【 0 0 9 1 】

【 0 0 7 9 】本発明のキオスクシステムは、まれに購入される品目をそれらの製品を販売する店舗に在庫させるために、特に小売の場で使用されてもよい。例えば、酒屋は、ワイン及びビールの人気ブランドを販売するであろう。キオスクは、希少で高価なワインを保持する倉庫にリンクを提供することができる。そのようなワインは店主が在庫することは不経済であり、それは、需要が低く、ワインは、正しい環境条件に保たれていないと傷むことがあるからである。これらの希少で高価なワインを購入したい希少な顧客はキオスクから行うことができ、キオスクは倉庫にリンクされ、そこからワインは各顧客に発送することができる。受け取った支払の一部は、それらの場所にキオスクを提供することによって利益が得られるようにした見返りに、小売業者に提供されてもよい。

## 【 0 0 9 2 】

【 0 0 8 0 】あるいは、キオスクシステムについての他の好ましい使用は、狭い範囲の商品を販売している店舗で購入の利用可能な商品を、店主が備蓄を望まない他のリンクされた商品であるが、顧客が店舗から得た主製品と一緒に購入を望むことがあるものに拡大することである。例えば、寝室の家具店におけるキオスク経由でベッドリネンを提供することがこのように作用するであろう。ここでも、各キオスクでの購入からのいくらかの金銭は、店主にフィードバックすることができる。

## 【 0 0 9 3 】

【 0 0 8 1 】さらなる実施形態において、小売業者は品目又は品目のグループに対する割引を容易に提供することができる。より詳細には、小売業者は、製品の製品又はグループが販売されることもあるように販売終結を支援するために製品を割引し、カテゴリ及び基礎となるすべてのサブカテゴリに指定した割合によって割引を設定し、主製品及び/又はアクセサリについて割合又は金額によりユーザ項目レベルで割引を設定し、主製品及び/又はアクセサリについて新たに推薦する小売製品を設定し、製品又はカテゴリを示すか又は隠し、及び許可された検索を制限するフィルタを設定する機能を有している。

## 【 0 0 9 4 】

【 0 0 8 2 】図 1 7 を参照すると、画面 1 7 0 0 の例が示され、1 以上の製品に同時に割引を割り当てることが可能な主製品のグループを表示している。図 1 7 A では、ユーザが製品のカテゴリに均一の 1 0 % の割引を適用し、システムがグループ割引はカテゴリ内のすべての製品に適用されるべきであるかの確認を求める確認画面の画面 1 7 0 2 の例が示されている。

## 【 0 0 9 5 】

【 0 0 8 3 】同様に、図 1 8 及び 1 8 A には、アクセサリ及び他の割引製品についての同様の画面 1 8 0 0 及び 1 8 0 2 の例がそれぞれ示されている。

## 【 0 0 9 6 】

【 0 0 8 4 】図 1 9 を参照すると、画面 1 9 0 0 の例が示され、ユーザに「無効」製品の一覧を可能にしている。これらは、システムのエンドユーザには表示されない製品である。

## 【 0 0 9 7 】

【 0 0 8 5 】図 2 0 を参照すると、システム画面 2 0 0 0 の例が示され、ユーザは、さらに割引を受けるように、従業員と相互作用する。このシステムは、小売環境において、

10

20

30

40

50

小売店が店員とのある形態の相互作用を確保することによって、顧客とより密接な関係を試みることを望むという特定の用途を提供する。換言すると、システムは、転移及びユーザ/顧客の両方の相互作用を可能にするデュアルインターフェイスを提供する。

【0098】

[0086] 図20を参照すると、売店の従業員がシステムにログインしてもよいようにするログイン画面2000の例が示されている。

【0099】

[0087] 図21では、従業員が顧客によって選択された項目を確認することができる画面2100の例が示されている。

【0100】

[0088] 図22では、従業員がその後で割引を追加し、又は品目の価格を変更し、新しい最終価格を作成してもよい画面2200の例が示されている。

【0101】

[0089] 図23を参照すると、「SmartBasket」(登録商標)についてのインターフェイスの画面2300の例が示され、店員(すなわち、小売業者の従業員)が未完了のライブ買物かごの様々な要素を表示することができるようにする。本明細書の文脈において、「SmartBasket」という用語は、本明細書に記載の実施形態の記述語として利用される。この用語は本出願人によって商標として利用され、本明細書の文脈におけるその用語の使用が同様の機能を組み込んだシステム、方法などの他の同様の実施形態を識別するために使用する言外のライセンスを提供しないことが理解されるであろう。実施形態の文脈では、「ライブ」という用語は、顧客がライブ買物かごの中に少なくとも1つの(商品及び/又はサービスを表す)「品目」を置いて興味を示したが、商品及び/又はサービスの支払にはまだ承認を済ませたり進んだりしていないという事実によって、顧客(又は潜在的な顧客)が現在のところ購入を検討している買物かごを指している。

【0102】

[0090] 領域2302に一般的に見られるように、小売業者は(保留中及び/又は潜在的な注文を表す)ライブ買物かごの一覧を有し、顧客によって保存され、保持されているかごの1つ以上を確認することができる(ライブ買物かごの例が領域2304に一般的に示されている)。すべての保留中及び/又は潜在的な注文2302はライブ及び放棄されたかごであり、現在開いていて顧客が積極的にバスケットに品目を追加しているすべてのかご、及び顧客がライブ買物かごともはや積極的に相互作用しなくなったようなすべてのかごを含んでいる。このように、小売業者は、顧客がキオスクをブラウザで見ているときにリアルタイムで顧客の選択を見ることができるだけでなく、顧客が放棄したような注文も確認することができ、顧客の商品及び/又はサービスへの関心について関連する情報が得られてもよい。

【0103】

[0091] この実施形態では、SmartBasket(登録商標)は(例えばタブレットコンピューティングデバイス又はスマートフォンなどの)ハンドヘルドデバイスに表示することができ、又はユーザによってパーソナルコンピュータなどのリモートコンピュータシステムにウェブサイトを通じてアクセスされてもよいことが理解されるであろう。SmartBasket(登録商標)がハンドヘルドデバイス又はウェブサイトを介して利用されると、(Wi-Fi、Bluetooth又は他の接続を介して)デバイス及び/又はウェブサイトはキオスクと通信してもよく、(キオスクを迂回して)リモートサーバに接続してもよい。このような変形例は、実施形態の範囲内であり、本明細書においてはより広範な発明概念が説明され、定義されている。

【0104】

[0092] 図23に戻り、領域2306において、一連の「関連製品」が示され、それらは小売業者及び/又は店員のみが潜在的に見ることができる。小売業者及び/又は店員はアクセサリの原価を見ることができ、販売を完了するように顧客を引き込むために、

10

20

30

40

50

割引価格又は合計ゼロで顧客にアクセサリを提示してもよい。このプロセスは、「対面」の交渉（すなわち、顧客及び営業担当者が両方ともキオスクに隣接して位置する）の一部として生じてもよく、「仮想」交渉（すなわち、顧客及び営業担当者が両方とも、タブレットコンピュータシステム、スマートフォン、及び/又はコンピュータシステム/端末のようなそれぞれのリモートデバイスに位置している）として生じてもよい。

【0105】

[0093] 換言すれば、小売業者及び/又は店員は、顧客の決定をリアルタイムで監視することによって、顧客の行動を予測してもよく、顧客を品目の購入に引き込むためにインセンティブを提供してもよい。このようにして、ハイブリッドの販売方法及びシステムが提供され、顧客が電子インターフェースと主に相互作用をするが、現場の店員は販売の進捗を監視し、図23のインターフェースを介したりリモートで、又は顧客と自分でのいずれかで、販売の完了させるために伝統的な販売手法を利用することができる。

10

【0106】

[0094] 販売プロセスの完了は、図24のインターフェース2400によって容易にされる。図24では、画面2400が示され、小売業者は製品2402について小売価格を見てもよく、一般的に2404に示されている競合他社の価格も見てもよい。便利なことに、これによって小売業者が製品についてインターネットで入手可能な他の価格を走査し、その後でそれに従って価格を手作業で調整し、価格が消費者により魅力的に示されるようにすることができる。

【0107】

[0095] 別の実施形態では、そのような価格調整は、適切なアルゴリズムの使用を通じて、自動的に行われてもよい。加えて、2406においてメッセージ機能が示され、小売業者が顧客に連絡し、競合他社の価格と適合させるため価格が引き下げられたことを顧客に注意することができるようにしている。したがって、メッセージインターフェースは、顧客が留まって購入を完了するように引き込む動作をする。さらに、このことはハイブリッドの販売技術の使用を示し、小売業者が顧客に電子的な「低圧」販売環境を提供することができるようにする一方、店員が販売を完了するために販売プロセスに介入して駆動することができるようにもしている。そのように、インターフェース及びハイブリッドモデルは、オンライン販売のポータル及び伝統的なオフライン「対面」の販売技術の両方の最良の要素を統合している。

20

30

【0108】

[0096] 図25を参照すると、2500に供給者競合パフォーマンスレポートが示され、小売業者が見るために生成することができる。レポートは、供給者の製品が市場価格に適合させるために割引された例の数、及び販売を確保するために必要な割引金額を強調している。そのように、小売業者は、価格構成が正しいかどうかを決定するために、又は特定の競合他社を特定するために、そのような情報を使用することができる。

【0109】

[0097] 次に、図26Aから26Pを参照すると、スマートフォンで使用されるユーザ（すなわち、顧客）インターフェースが示されている。一般的に示された顧客インターフェースは、図26Aから26Pを通じて、顧客が容易にアクセスして見ることができるライブ買物かごを提供している。図26Aから26Pに示されたスマートフォンアプリは、本明細書でより一般的に説明したインターフェースの「拡張」として見ることができる。

40

【0110】

[0098] すなわち、図26Aから26Pのインターフェースは、顧客によってキオスクと独立に使用されてもよく、あるいはキオスクと連携して使用されてもよい。SmartBasket（登録商標）は、店舗フロアのキオスクから、又は小売業者のウェブサイトから作成することができる。SmartBasket（登録商標）が作成された後は、他のデバイスでいつでも利用可能であり、再び開くことができる。

【0111】

50

【0099】例えば、小売業者によって、顧客が（店舗フロアのキオスクよりも）ウェブサイトを使用してかごを作成することが奨励されてもよい。すなわち、顧客は、彼らが興味を持っている製品又はサービスを絞り込むために（店舗から離れた）自宅でいくつかの予備的な買い物を行ってもよく、その後で製品及び/又はサービスについてさらに情報を収集するために来店してもよい。顧客が店に入ると、キオスクのインターフェースと継ぎ目なく相互作用することができる。このことは、顧客によって作成された各かごに固有の識別コードを割り当てることによって発生する。この唯一の識別コードは、顧客がキオスク又は（かごを作成したデバイスとは別個の）他のデバイスと相互作用するときに、関連するかごを直ちに識別するためにキオスクによって利用される。

【0112】

【00100】セキュリティ上の理由から、（例えば、間違ったかごの番号をキー入力することにより）顧客が誤って間違ったかごにアクセスすることを防ぐために、電子メールアドレス又は電話番号などのさらなる固有の識別子を入力することを必要としてもよい。顧客がキオスクにログインするときに、小売業者は顧客が物理的に店舗に今いるといことに直ちに注意を喚起されてもよく、この情報は、提示、割引、価格変更、在庫切れ品目、及び現在のかごの選択についての他のメッセージの通知を提供するために使用されてもよい。ここでも、そのような情報の提供は、販売の完了を補助することを意図している。

【0113】

【00101】かごは、複数の追加機能も含みそれらは下記に一覧が示され、図26Aから26Pを参照して説明されている。

【0114】

【00102】かごの識別 - かごがキオスク又はウェブサイトから作成されたときには、供給者コードを組み込んだかご番号が割り当てられ、それで、かごは、1つ以上の供給者を含む小売業者のサイトにあるなら、顧客及び供給者の両方にリンクされることができる。図26Aに示すように、このかごにアクセスするために顧客は固有の顧客識別子2602を入力する必要がある、それは多分電子メールアドレス又は電話番号のいずれであってもよい。

【0115】

【00103】ログイン画面 - かごは、本来は、かごの由来するウェブサイト又はキオスクからかごが生成されたときに置かれたリンクを介してアクセスされる。このリンクを有効にされた後で、かごはログイン画面で開かれる。既存のかごを再入力するために、顧客は小売業者SmartBasket（登録商標）ウェブサイトのウェブアドレスを入力し、その後で、図26Cに2606で示されているように、電子メールアドレス又は電話番号などの固有の識別子を用いてログインし、図26Dに2608に示されているように、その小売業者に有するかごの一覧に顧客を導く。

【0116】

【00104】通知 - 図26Bの2604に示すように、（バスケットが生成された元のキオスク又はウェブサイトの所有者である）小売業者は、いつでも、かごに、又は顧客によって初めに提供された（SMSを介する）携帯電話番号又は電子メールに、提示、割引、価格変更、在庫切れの保留又は現在のかごの選択に関連した、又は関連しない他のメッセージの通知を直接に送信することができる。

【0117】

【00105】カートビュー - 図26Eの2610に示すように、かごの選択は、（製品カテゴリへの適合を条件として）スワイプ、スクロール又はインデックスカードなどの複数の異なる形式を介してみることができる。あるいは、カタログ全体は、以前に考慮されなかった製品を追加するためにアクセスすることができる。

【0118】

【00106】製品ビュー - 図26Fの2612に示すように、個別の製品を見ることができ、サイズ又は色などの変形例を変更することができる。

【0119】

10

20

30

40

50

【00107】商品ビューのページ中ほど、アクセサリ - 図26Gの2614に示すように、製品ページの上部から下にスクロールすると、前に選択したものだけではなく、その製品に関連したすべてのアクセサリが表示されている。アクセサリを追加することができ、又は前に選択されたものを削除することができる。

【0120】

【00108】製品ビューのページ下部、競争力のある価格補償（オプション） - Smart Basket（登録商標）が上述のいずれかの方法で作成された後で、Smart Basket（登録商標）は、かごの中の商品の他のインターネット価格を走査することができる。これらは、図26Hの2616に示すように、製品ビューのページの下部に表示される。小売業者は、適切であるなら、最低の競争力のある価格又は他のビジネスルールに合致するように、ビジネスルールを設定してもよい。

10

【0121】

【00109】自動割引提示 - 小売業者が定義した複数のビジネスルールを通じて、小売業者は、所定の粗利益又はかごの値の他の分量が達成された後で、割引を提示してもよい。これらの提示は、競合他社の価格を走査することによって取得された情報もきっかけとなってもよい。顧客は、キオスクのポップアップを介して、自分の携帯のSmart Basket（登録商標）介して又はSMS又は電子メールを介して、この新たな割引又は販売促進キャンペーンの提示を知らされる。

【0122】

【00110】市場価格の更新をチェック - Smart Basket（登録商標）は、自動で定期的にバスケットの中の商品の市場価格をチェックするように設定することができる。図26Iの2618で示されるように、消費者が購入を確定しようとしているときに、一覧表示された現在価格を更新するために市場価格チェックのボタンを使用してもよい。

20

【0123】

【00111】課金確定カート - 図26Jの2620に示すように、顧客が購入を完了することを決めた後で、確定カート画面を通じて最終的な選択を確認することができる。製品は、関連する選択されたアクセサリにグループ分けされている。下にスクロールすると、図26Kの2622に示すように、任意の割引を適用する合計受取額、又は受け入れられた提示が表示されている。

30

【0124】

【00112】連絡先及び配送詳細 - 図26Lの2624に示されるように、顧客は、その後で配送詳細画面に関連する詳細を入れるように進む。詳細が前にユーザによって入力されていると、それらはオプションで空白の全部又はいくつかのフィールドに入れられることになる。

【0125】

【00113】発送方法 - 図26Mの2626に示されるように、発送及び配送についての様々なオプションは、発送画面から選択することができる。

【0126】

【00114】課金方法 - 図26Nの2628に示すように、支払オプションは、最後の支払方法画面を通じて利用可能である。このことは、店舗内のかご取引についての「カウンターで支払」オプションを含むであろう。

40

【0127】

【00115】道案内 - Smart Basket（登録商標）は、物理的な店舗やショッピングセンターを通じて、かごの中の商品の自己選択について使用するために（図26Oの2630で示されるように）、顧客のために「道案内」フロアプランを作成することができ、印刷された地図、電池地図、又は方向を話す音声を通じて自動的に示される。これは、図26Pの2632に示されるように、店舗のキオスク又はウェブサイト又はモバイルハンドヘルドデバイスに作成することができる。製品ページのビューストア地図ボタンを通じて起動され、店舗を通じてかご/買い物一覧の中の商品まで音声で案内することも

50

できる。

【0128】

[00116] マイSmartBasket (登録商標) - 消費者により作成され、いずれか小売業者にも付随しないスマートなかごである。消費者は、どのウェブ店舗又は店舗の組み合わせからも、どの製品も入れることができる。

【0129】

[00117] 競争力のある価格保証 - 小売業者に保持されたSmartBasketと同様に、かごが作成された後で、所定の間隔でかごの中の商品の他のインターネット価格を自動的に走査することができる。その後で、優れた提示の利用可能性を顧客に注意し、及び/又は既存の品目を新たに見つけられた、より競争的な価格の品目に自動的に交換することができる。

10

【0130】

[00118] 値付けを招待 - マイSmartBasket (登録商標) は、かごの中の商品の販売者を識別し、販売者に必要な配送時間及び場所並びに現在の「最良価格」を通知することができる。販売者は順番にかごの中の商品又は個別の品目に値付けすることができる。

【0131】

[00119] この事項では、従業員及び顧客が相互作用してもよいし、その後で従業員が顧客にさらなる提案及び/又は他の製品を「より高額な製品を売る」ものとして提供してもよい。そのように、小売システムのこの実施形態はハイブリッド小売システムを提供し、伝統的な「店員・顧客」関係をオンライン小売業モデルと融合する。

20

【産業上の利用可能性】

【0132】

[00120] 本発明、小売業界又は顧客及び店員の間の相互作用の必要がある他の業界で利用することができる。

【0133】

[00121] 本発明は、少なくとも1つの実施形態では、多数の商品及び/又はサービスのような、製品を販売する小売システムであり、システムは、サンプルの表示に関連して、物理的に相互作用する小売キオスクの組合せを含み、キオスクは、製品についての情報を格納するデータベースに接続もされ、顧客との相互作用から顧客に製品の選択、購入及び発送を可能にする。キオスクによって表示される情報、及び購入をなす顧客からの相互作用は、データベースシステムに行き来する。製品は、ブランドオーナーから供給されることができる。あるいは、又はそれに加えて、それらは小売業者から供給されてもよい。

30

【0134】

[00122] このシステムはオンライン小売業の利点を利用しているが、それは、キオスクが、購入について顧客にその後で利用可能な商品又はサービスの多種多様なデジタル表現を示すディスプレイを有しているからである。顧客はいずれかの又はすべてのこれらの製品を閲覧することができ、完全に電子的に維持されているカタログから購入したいどれかを選択することができる。商品は、顧客が自分の識別詳細を入力し、支払に進み、商品又はサービスが配送される場所を記録した後で、倉庫から顧客に発送される。製品を見る顧客の習慣は、例えば製品マーケティング及び開発を支援するために後の分析に利用することができる。キオスクは、将来の使用のために製品又はブランドオーナーについての有益な情報を顧客に提供することもできる。

40

【0135】

[00123] システムは、顧客に、キオスクを介した販売が利用可能な製品の少なくともいくつかのサンプルを見て手に取るようにするという利益も有している。サンプルの陳列は、表示及び購入を可能にさせるようにタッチ画面に隣接して配置されている。顧客に品目の物理的なサンプルを点検させることは、小売の成功を増すであろう。好ましくは、キオスクは、店員が潜在的な顧客にアクセスを与える店舗などの物理的な

50

小売環境内に設置される。このことは、顧客に買っている製品により満足させ、十分な個人的な世話を受けていると感じさせることによって、販売を増加させ、また、小売業者にその他の無形の利益を提供することもできる。これらの無形の効果は、普通のオンライン小売業では欠けている。

【0136】

【00124】小売キオスクは、小売業者が購入するときのために商品の十分な供給を維持し、さもなければ販売を失う、伝統的な買い物についてよりも、配置された店舗の床面積をより小さく占めることがしばしばある。このことは、費用を低下させて小売マージンを増加させ、又は小売価格を低減することができるようにする。別のオプションとして、小売業者は、直ちに商品を得ることを望むいくらかの購入者に商品を直接に供給するが、購入者が商品を一緒に持ち帰りたくない、又は購入されている商品が在庫品にないと、他の購入者に商品の自宅配送の利用を可能にすることによって、キオスクを介して購入が利用可能な製品の在庫品を保持し、ハイブリッドシステムを運営してもよい。

10

【0137】

【00125】ウェブサイトとは異なり、キオスクに表示された製品の範囲は、その顧客の本拠地に提示された個別の小売業者によって選択された範囲を反映するようにカスタマイズすることができる。本実施形態で説明した手法では、キオスクのオーナーは商品やサービスを場所に適合させることができ、その場所にしばしばいる顧客のタイプにアピールし、配置されてもよい店員から受け取ったフィードバックによって導かれることができる。

20

【0138】

【00126】顧客が特定の製品を見たときに関連したアクセサリをハイライトするという本実施形態によって提供された機能は、販売の増加を促進する。伝統的な店舗では、アクセサリ又は関連製品は、一般的に店舗の別の部分で見つけられる。本実施形態では、特定の品目が選択されたとき、システムはそのアクセサリ又はリンクされた品目を表示することができる、顧客が同時に選択することができる。このことは、例えば最良の色とサイズを選択することにより、顧客にアクセサリを主要製品に容易にカスタマイズもさせる。伝統的な店舗では、これらのアクセサリは一般的に個別に購入され、顧客はしばしば主製品の詳細を忘れるために、入手可能な最高のアクセサリを見つけないことがあり、又はあちこち移動しても適合するアクセサリをまったく購入できないことがある。

30

【0139】

【00127】本実施形態は、店舗のフロアに大量の在庫品を置く必要がもうないので、店舗からの盗難を少なくすることを助け、したがって万引きの機会を減少させる。本発明のシステムについてのスペース及び資金需要の減少によって、伝統的に店舗で販売されている製品と相補的な新たな小売流通チャンネルを通じた販売が生成されることが可能になる。例えば、ベッドリネンを販売するキオスクは、ベッド又は家具の店舗を通じて利用可能であってもよい。

【0140】

【00128】少なくとも1つの実施形態において、本発明は、店舗フロアに陳列されたサンプルと連携して稼働するユーザインターフェースを提供する。この小売システムは、顧客が、入手可能な製品に触れて感じた後で選択し、必要であれば直感的なタッチ画面インターフェースによって選んだ製品にアクセスできるようにするなどの利益を有する。付加的な販売促進情報や特別なオファー、又は類似の材料は、このプロセスの間に顧客に提示されてもよい。その後で購入がなされ、好ましくはキオスククレジットカードリーダー又は同様の方法を利用し、その後で好ましくは供給者に注文を生成し、その後で保持口座に資金を割り当ててもよい。

40

【0141】

【00129】キオスクを含む本実施形態では、キオスクは、一般に小売環境の広範で様々な範囲に関連付けられ、様々な製品タイプを含んでもよい。好ましい構成では、各キオスクは、ブランドオーナーから供給され、個別の小売業者について小売店に位置する製

50

品、特に1つの小売関連製品に関連してもよいが、他の構成も適用されてもよい。例えば、特定のブランドのベッドリネンを展示して小売するキオスクは、ベッド及びベッドルーム家具を販売する小売企業に配置してもよい。

【0142】

免責事項

[00130]特に断りのない限り、本明細書を通して、単語「含む」又は「含み」又は「含んでいる」のような変形例は、述べられた整数又は整数のグループを包含するが、他の整数又は整数のグループを除外しないことを意味すると理解されるであろう。

【0143】

[00131]当業者は、本明細書に記載された本発明は、具体的に記載されたもの以外の変形及び修正を受けやすいことを理解するであろう。本発明は、そのような全ての変形及び修正を含む。本発明は、明細書に参照され、又は示された、工程、特徴、定式化及び化合物も、個別に、又は集合的に、任意の及びすべての組み合わせ、又は、2つ以上の任意の工程又は特徴で含んでいる。

10

【0144】

[00132]本明細書で使用される選択された用語の他の定義は、本発明の詳細な説明の中に見出され、全体に適用されてもよい。特に定義がない限り、本明細書で使用される他のすべての科学技術用語は、本発明が属する技術分野の当業者に一般に理解されるものと同じ意味を有する。

【0145】

[00133]本発明の方法及びシステム及び/又は実施形態が、コンピュータシステムによって実装され、又はコンピュータシステムによって部分的に実装されると、任意の適切なコンピュータシステムアーキテクチャを利用してもよいことも理解されるであろう。これは、スタンドアロンコンピュータ、ネットワークコンピュータ、及び(フィールドプログラマブルゲートアレイのような)専用コンピュータデバイスを含む。

20

[00134]「コンピュータ」、「コンピュータシステム」及び「コンピュータデバイス」という用語が明細書中で使用されるが、これらの用語は、本明細書に記載した本発明の概念及び/又は実施形態を実現するコンピュータのハードウェアの任意の適切な構成を包含することを意図している。

30

【 図 1 A 】

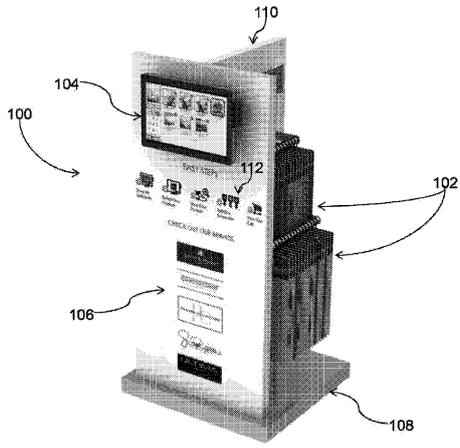


Figure 1A

【 図 1 B 】

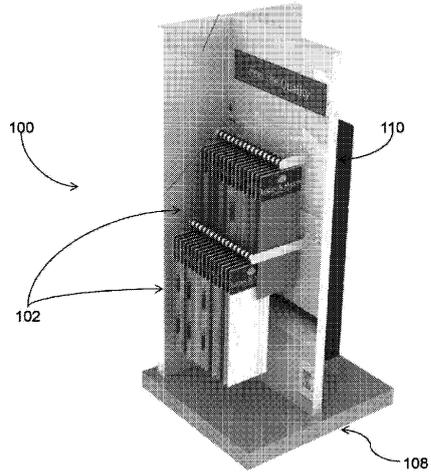


Figure 1B

【 図 1 C 】

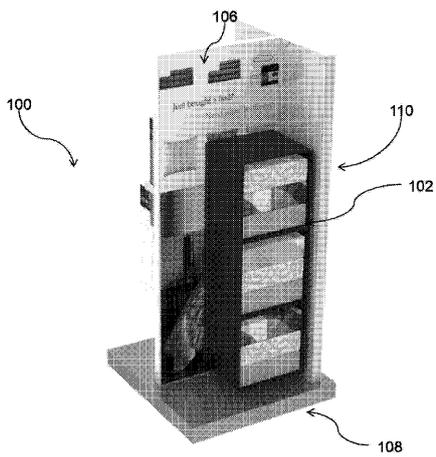


Figure 1C

【 図 2 A 】

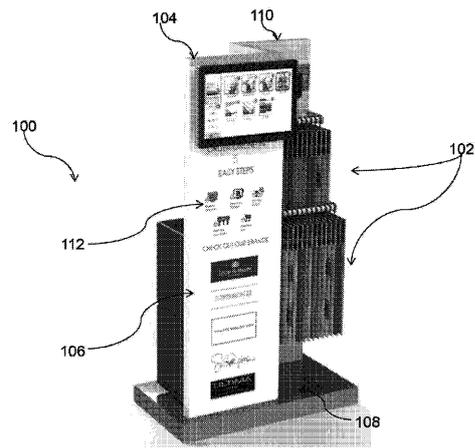


Figure 2A

【 図 2 B 】

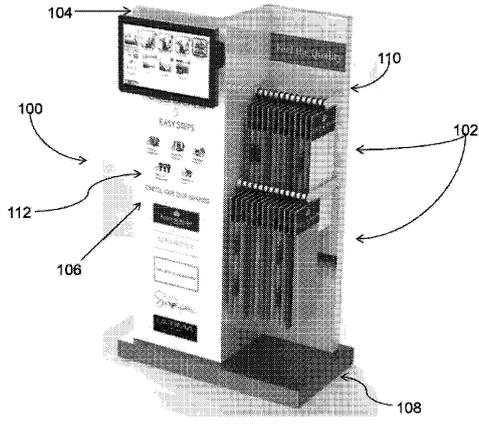


Figure 2B

【 図 2 C 】

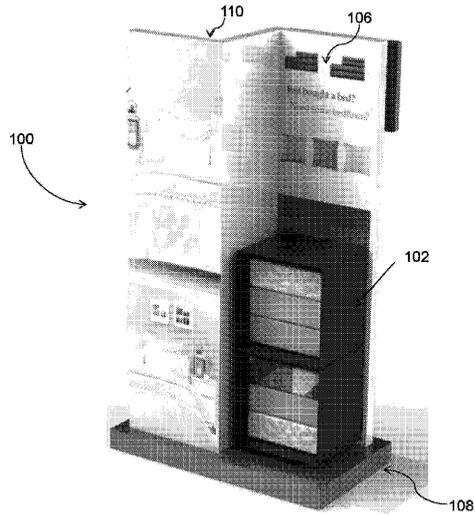


Figure 2C

【 図 3 A 】

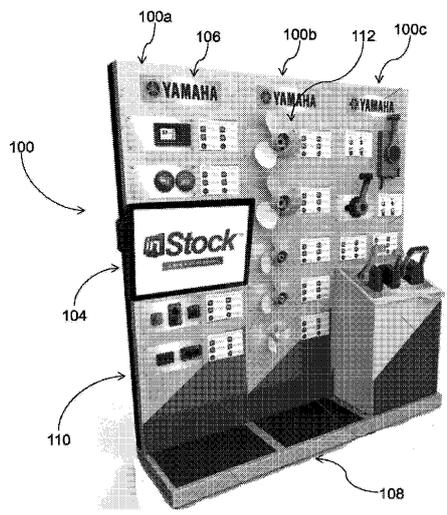


Figure 3A

【 図 3 B 】

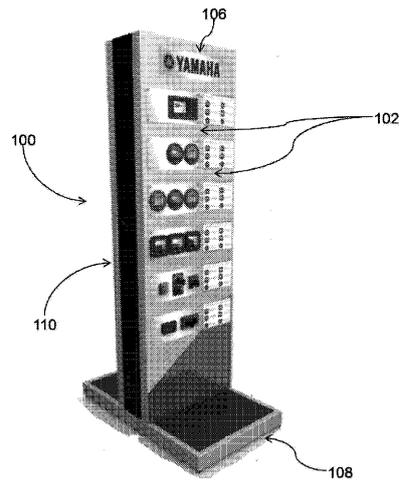


Figure 3B

【 図 4 】

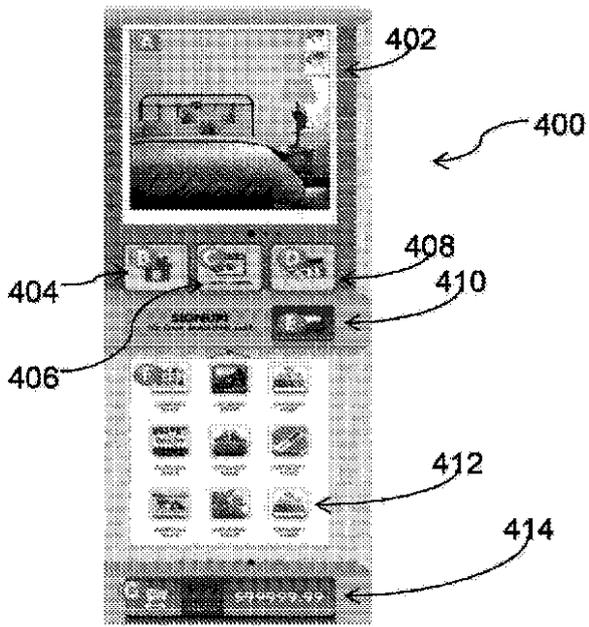


Figure 4

【 図 5 】

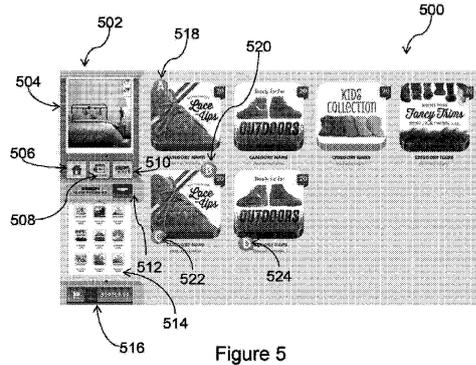


Figure 5

【 図 6 A 】

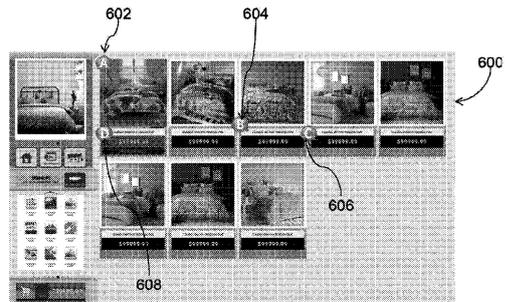


Figure 6A

【 図 6 B 】

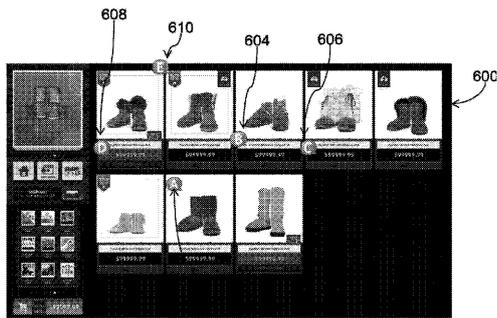


Figure 6B

【 図 7 B 】

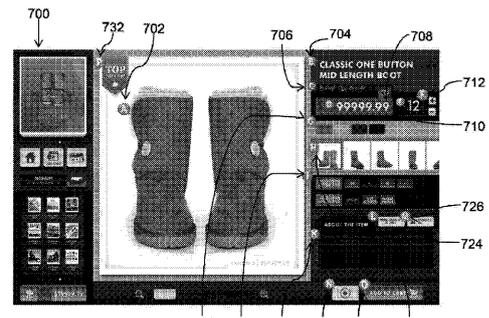


Figure 7B

【 図 7 A 】

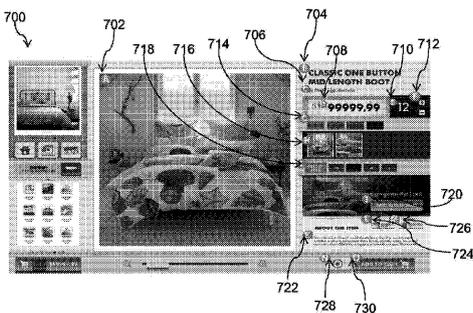


Figure 7A

【 図 8 A 】

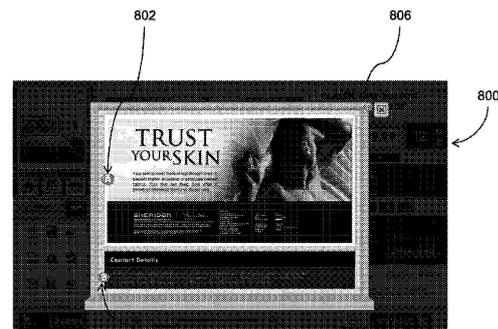


Figure 8A

【 図 8 B 】

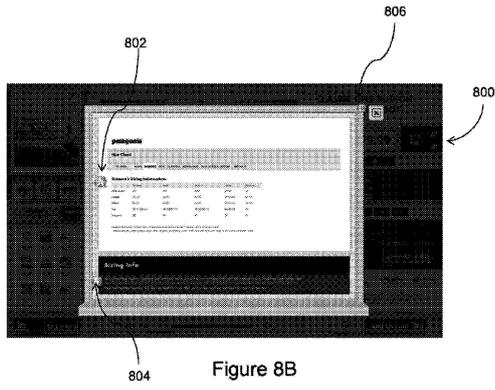


Figure 8B

【 図 1 0 A 】

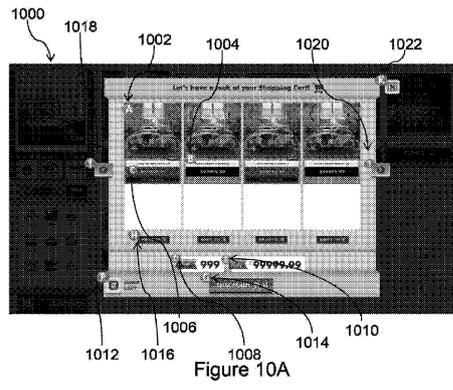


Figure 10A

【 図 9 】

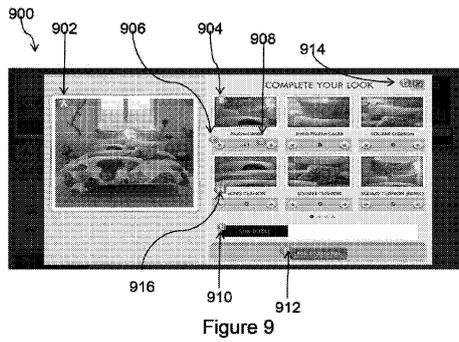


Figure 9

【 図 1 0 B 】

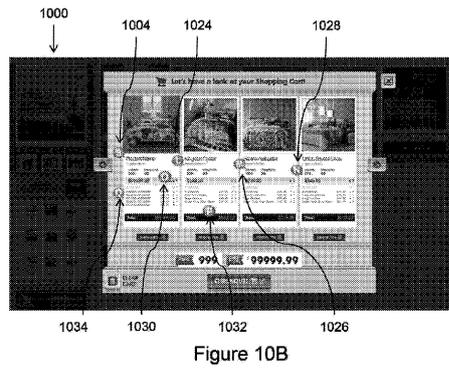


Figure 10B

【 図 1 1 A 】

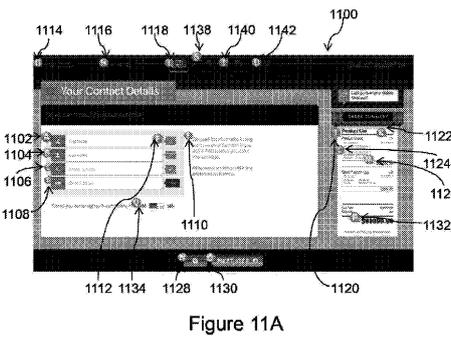


Figure 11A

【 図 1 2 】

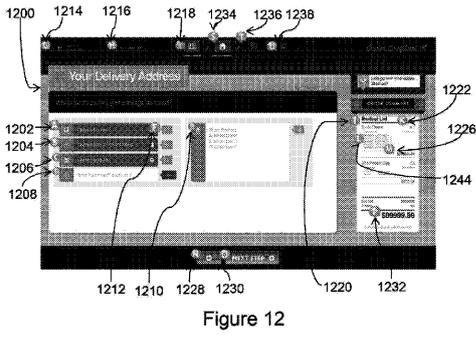


Figure 12

【 図 1 1 B 】

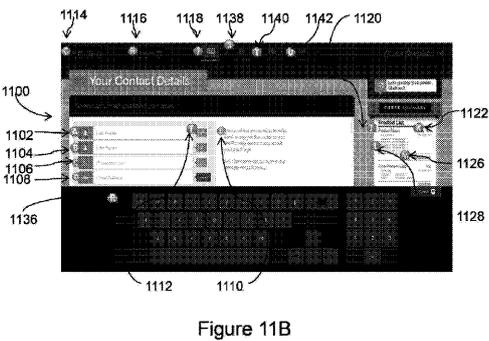


Figure 11B

【 図 1 3 】

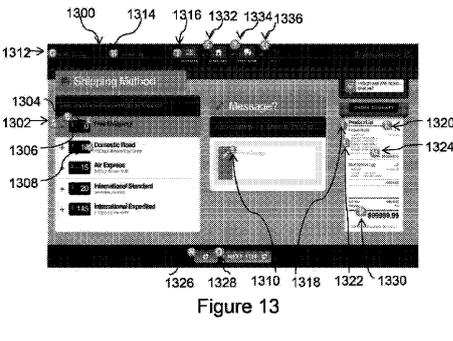


Figure 13



【 図 2 0 】

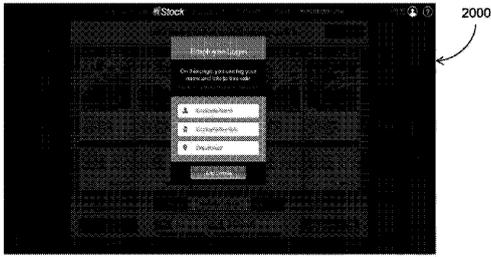


Figure 20

【 図 2 2 】

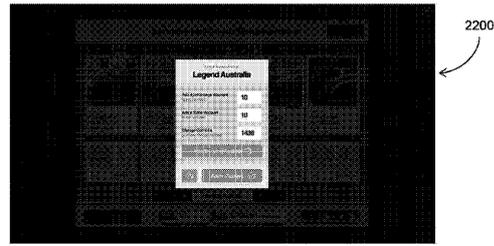


Figure 22

【 図 2 1 】

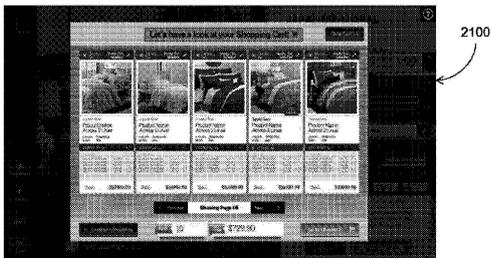


Figure 21

【 図 2 3 】

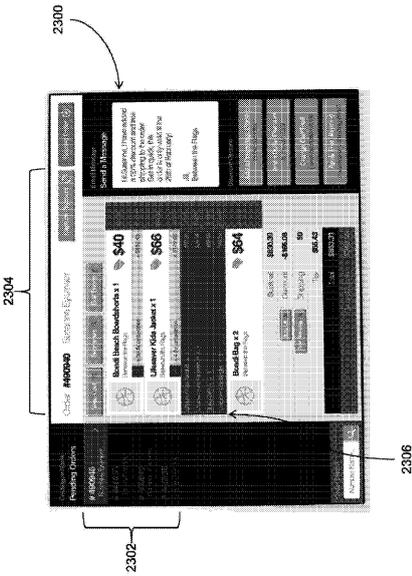


Figure 23

【 図 2 4 】

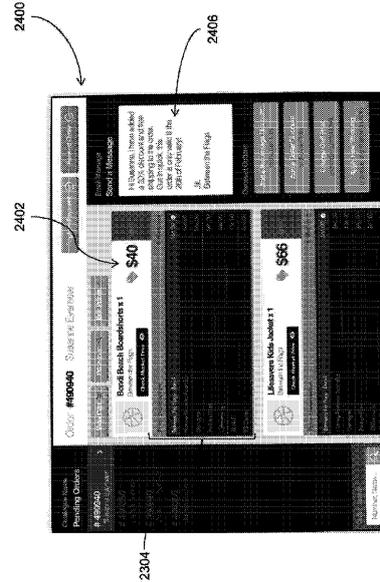


Figure 24

【 25 】

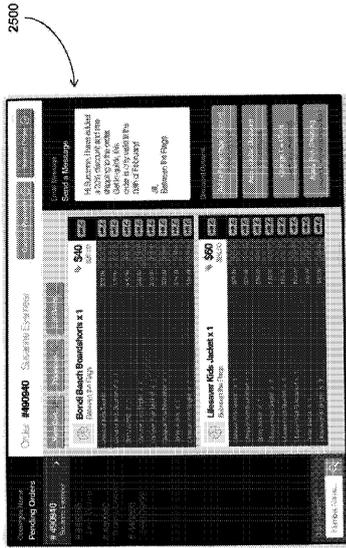


Figure 25

【 26 C - D 】

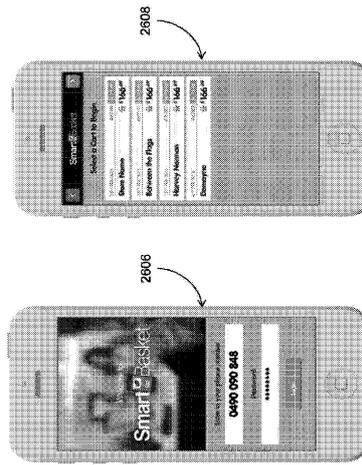


Figure 26C

Figure 26D

【 26 O - P 】

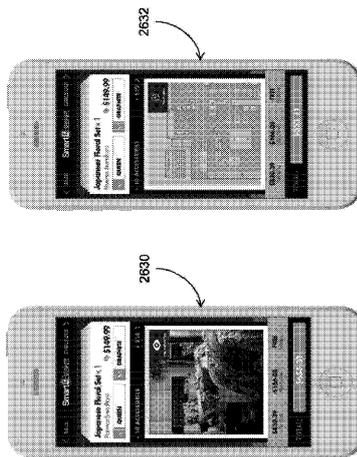
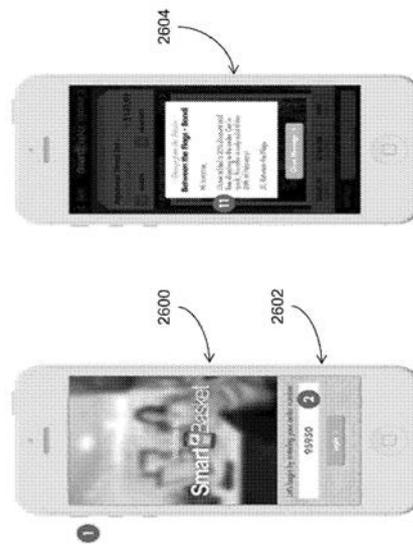


Figure 26O

Figure 26P

【 26 A - B 】



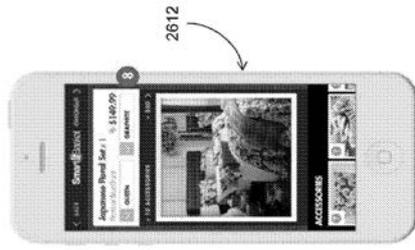
1. ログイン画面

2. 通知

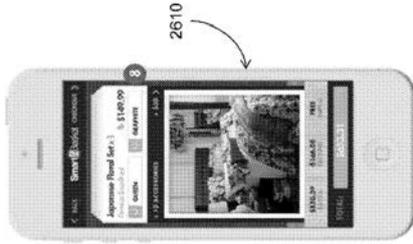
Figure 26A

Figure 26B

【図 26 E - F】

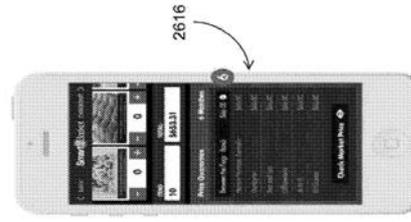


4. 製品ビュー 上部  
Figure 26F

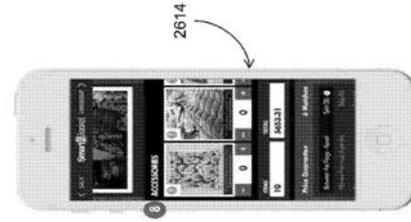


3. カートビュー  
Figure 26E

【図 26 G - H】

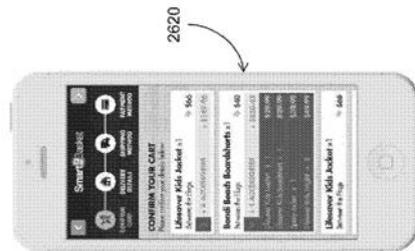


4. 製品ビュー 下部  
Figure 26H

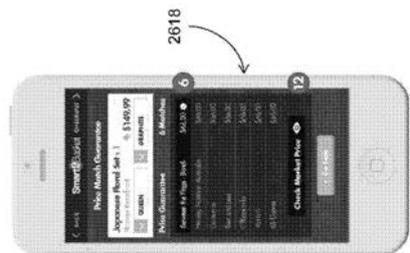


4. 製品ビュー 中部  
Figure 26G

【図 26 I - J】

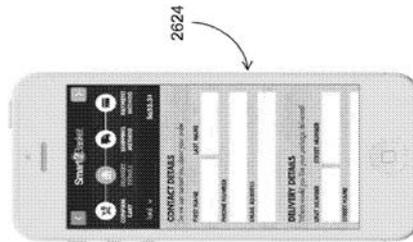


6. 支払 カート確認  
Figure 26J

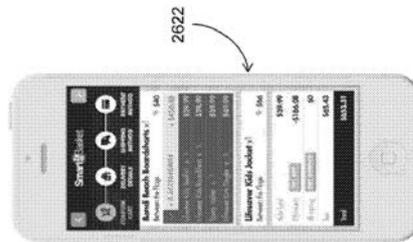


5. 価格マッチ  
Figure 26I

【図 26 K - L】

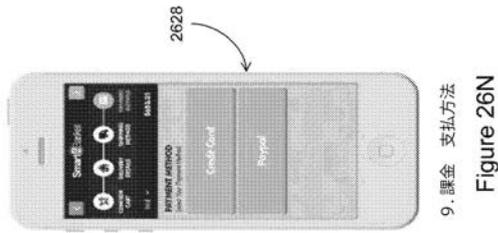
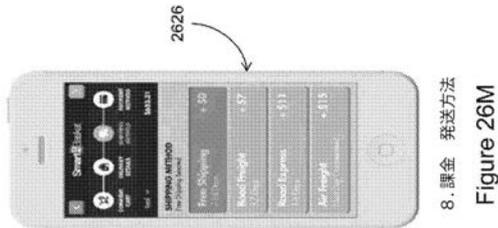


7. 支払 配送詳細  
Figure 26L



6. 支払 カート確認  
Figure 26K

【図 26 M - N】

9. 課金 支払い方法  
Figure 26N8. 課金 発送方法  
Figure 26M

## 【手続補正書】

【提出日】平成28年2月1日(2016.2.1)

## 【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

販売の完了を支援するために顧客及び小売業者の間の相互作用を提供する小売システムであって、少なくとも1つの品目についての情報を顧客に表示するように構成された顧客インターフェースと、通信システムを介してデータベースに提供するために前記顧客から前記少なくとも1つの品目の潜在的な販売に関する入力を受け取るように構成された入力モジュールとを含み、前記データベースは前記顧客からの入力を前記小売業者に関連した少なくとも1人の他のユーザに前記少なくとも1人の他のユーザが見ることができる小売業者インターフェース上で提供するように構成され、前記少なくとも1人の他のユーザは前記販売の完了を支援するために前記入力を見て前記顧客と相互作用するように前記インターフェースを利用する小売システム。

【請求項 2】

前記顧客インターフェースは、インタラクティブキオスク及び前記顧客の管理下のリモートデバイスの1つである請求項1に記載の小売システム。

【請求項 3】

前記少なくとも1人の他のユーザの前記顧客との相互作用は、前記顧客が見る品目の販売価格を操作することを含む請求項1又は2に記載の小売システム。

【請求項 4】

前記少なくとも1人の他のユーザの前記顧客との相互作用は、前記顧客を前記販売の完了に誘導するために少なくとも1つのインセンティブを前記顧客に通信することを含む請求項3に記載の小売システム。

【請求項5】

前記システムは、前記顧客の入力に由来する分析情報を提供するために前記顧客からの入力を受け取って前記入力を処理するように構成された処理モジュールを含み、前記分析情報は小売業者インターフェースに提示される請求項4に記載の小売システム。

【請求項6】

前記処理モジュールは、前記少なくとも1つの品目に関連する販売情報を検索するために前記データベースにさらにアクセスし、前記処理モジュールはさらなる分析情報を提供するために前記販売情報を処理し、前記さらなる分析情報は前記小売業者インターフェースに提示される請求項5に記載の小売システム。

【請求項7】

前記さらなる分析情報は、前記顧客が選択した前記少なくとも1つの品目に関連する粗利益を含む請求項6に記載の小売システム。

【請求項8】

多数の製品を販売する小売建物についての総売上高を増加させる小売システムであって、前記小売建物内の顧客にシステムを提供することによるものであり、前記システムは、少なくとも1つのインタラクティブキオスクであって、

(a) 前記多数の製品の少なくともいくつかのサンプルの陳列と、

(b) 前記キオスクはコンピュータシステム上で維持されたデータベースと通信し、前記データベースは前記製品についての情報を含んでいることと、

密接に関連するインタラクティブキオスクを含み、

前記インタラクティブキオスクは、

(c) 前記製品の少なくともいくつかについていくつかの情報を顧客に表示するように適合された少なくとも1つの表示手段と、

(d) 前記顧客が前記製品の少なくとも1つについて(a)からの情報を見ることができるようにするために、前記顧客が前記表示を操作することを可能にするように、前記顧客から入力を受け取る手段と、

(e) 前記顧客が(b)についていくつかの入力を提供することができるようにすることによって、前記顧客が購入を希望する1つ以上の製品を顧客が選ぶ手段と、

(f) 前記顧客から前記製品について支払を受け取る手段と、

(g) 前記顧客の識別詳細を入力する手段と、

(h) 前記購入した製品の配送についての配送詳細を受け取る手段と、

(i) (インターネットなどの)通信システムを介して前記データベースに前記キオスクを接続する手段と、

を有し、

前記データベースは、

(j) 前記顧客によってなされた前記購入の詳細を記録し、これらの詳細の少なくともいくつかは前記キオスクを介して前記顧客によって入力される手段と、

(k) そのように購入した商品又はサービスの供給者と通信し、それらを供給するために注文する手段と、

(l) 前記購入の金銭詳細を記録する手段と、

(m) 前記顧客に供給された後で前記商品又はサービスを供給する前記供給者に支払うべき金額を支払う手段と、

(n) 前記顧客に供給された後で前記商品又はサービスを小売する小売業者に支払うべき金額を支払う手段と、

を有し、

前記製品のサンプルは前記キオスクを用いて表示及び購入が利用可能な同じ製品の少なくともいくつかに関連し、この表示はキオスクを用いる顧客に容易にアクセス可能である

システム。

【請求項 9】

前記製品 ( a ) のそれぞれについての情報は、  
前記製品の 1 つ以上の画像と、  
前記製品を記載したテキスト情報と、  
前記製品の小売価格と、  
前記製品の 1 つ以上の属性と、  
の 1 つ以上を含む請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 10】

前記 1 つ以上の属性は、前記製品に関連するモデル、サイズ、色、品質、数量の中から  
選択される請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 11】

前記顧客から入力 ( b ) を受け取る手段は、キーボード、キーパッド、カードリーダー、  
前記キオスクと通信する顧客のスマートフォン又はタブレット、又はタッチ画面の 1 つ以上  
から選択される請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記支払いを受け付ける手段 ( d ) は、  
クレジットカード又はデビット ( 取引 ) カードリーダー、又は前記入力手段 ( b ) に設け  
られたクレジットカード又はデビットカード詳細の入力を可能にする手段、  
又は、金銭を受け取るか、又は釣銭として払い出す手段、  
の 1 つ以上から選択された請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記キオスクを前記データベースにリンクする前記通信手段は、前記インターネットを  
介して維持されたリンクである請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記サンプルの表示は、前記サンプルを保持する 1 つ以上のモジュールユニットを含む  
請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記サンプルの表示は、前記商品又はサービスの一連のサンプルを表示して固定可能に  
取り付ける保持手段を含む請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記サンプルの表示は、少なくとも基部及び前記サンプルが取り付けられる 1 つ以上の  
垂直パネルを有する自立ユニットの 1 つ以上を含む請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 17】

前記データベースは、表示されている前記製品の中から選択している前記顧客の習慣に  
ついての情報も収集する請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 18】

前記収集されている情報は、どのような種類の顧客によってどのような製品が見られて  
いるかについての情報を含む請求項 17 に記載のシステム。

【請求項 19】

前記キオスクは、前記顧客が購入を望むこともある製品について前記顧客にさらに通知  
するように適合された 1 つ以上のデジタルサイネージディスプレイを含む請求項 8 に記載  
のシステム。

【請求項 20】

前記データベースは、通信リンクを介して前記キオスクに連結された中央位置で維持さ  
れる請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 21】

前記キオスクによって前記顧客に表示された製品のカタログは、中央のデータベースに  
維持され、前記データベースに保持されたデータ上で動作するソフトウェアを使用して前  
記キオスクに配信される請求項 20 に記載のシステム。

## 【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. <b>PCT/AU2014/000572</b>
<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b> <b>G06Q 20/18 (2012.01)</b>		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
<b>B. FIELDS SEARCHED</b>		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) Internet (Google, Google Scholar), EPODOC, WPI using keywords such as: kiosk, point of sale, POS, assist, intervene, retail, admin, management, interface, console, tool, sample, test, product, display, interactive, manipulate, touch, feel, in store, retail, order, purchase, online, web based, Internet		
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Documents are listed in the continuation of Box C		
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex		
* "A"	Special categories of cited documents: document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"E"	earlier application or patent but published on or after the international filing date	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"L"	document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"O"	document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	"&" document member of the same patent family
"P"	document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	
Date of the actual completion of the international search 18 June 2014		Date of mailing of the international search report 18 June 2014
Name and mailing address of the ISA/AU AUSTRALIAN PATENT OFFICE PO BOX 200, WODEN ACT 2606, AUSTRALIA Email address: pct@ipaaustralia.gov.au		Authorised officer Jonty Goldin AUSTRALIAN PATENT OFFICE (ISO 9001 Quality Certified Service) Telephone No. 0399359618

<b>INTERNATIONAL SEARCH REPORT</b>		International application No.
C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		<b>PCT/AU2014/000572</b>
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X Y	US 2002/0184104 A1 (LITTMAN) 05 December 2002 Whole document, in particular: Abstract; Paras 0011, 0021, 0023 - 0027, 0031, 0033 - 0036, 0038 - 0041, 0046, 0047, 0049, 0050, 0054, 0055, 0058 - 0060 As above	1 - 3, 6 - 20, 25, 27, 28, 30 - 33 21 - 24, 26, 29
X Y	US 2013/0117137 A1 (KLEIN et al.) 09 May 2013 Whole document, in particular: Abstract; Paras 0019, 0028 Figs 1C - 1E; Paras 0020, 0031 - 0034	1 - 5 21 - 24, 26, 29

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No. PCT/AU2014/000572
----------------------------------------------------

**Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)**

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1.  Claims Nos.:  
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:  
the subject matter listed in Rule 39 on which, under Article 17(2)(a)(i), an international search is not required to be carried out, including
2.  Claims Nos.:  
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
3.  Claims Nos.:  
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a)

**Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)**

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

**See Supplemental Box for Details**

1.  As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2.  As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3.  As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4.  No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

**Remark on Protest**

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT	International application No. PCT/AU2014/000572
<b>Supplemental Box</b>	
<p><b>Continuation of: Box III</b></p> <p>This International Application does not comply with the requirements of unity of invention because it does not relate to one invention or to a group of inventions so linked as to form a single general inventive concept.</p> <p>This Authority has found that there are different inventions based on the following features that separate the claims into distinct groups:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Claims 1 - 8 are directed to a retailing system for providing interaction between a customer and a retailer to assist in the completion of a sale. The feature of providing a retail interface viewable by at least one other user, wherein the other user utilises the interface to review customer input and interact with the customer to assist in the completion of a sale is specific to this group of claims.</li> <li>• Claims 9 - 33 are directed to a retailing system for increasing the total sales for a retail premises selling a multiplicity of products. The feature of providing an interactive kiosk to receive customer input, to provide product information, and to coordinate the purchase and supply of a product to the customer is specific to this group of claims.</li> </ul> <p>PCT Rule 13.2, first sentence, states that unity of invention is only fulfilled when there is a technical relationship among the claimed inventions involving one or more of the same or corresponding special technical features. PCT Rule 13.2, second sentence, defines a special technical feature as a feature which makes a contribution over the prior art.</p> <p>When there is no special technical feature common to all the claimed inventions there is no unity of invention.</p> <p>In the above groups of claims, the identified features may have the potential to make a contribution over the prior art but are not common to all the claimed inventions and therefore cannot provide the required technical relationship. The only feature common to all of the claimed inventions and which provides a technical relationship among them is <i>providing a retail system with a customer interface</i></p> <p>However this feature does not make a contribution over the prior art because it is disclosed in:</p> <p>US 2002/0184104 A1 (LITTMAN) 05 December 2002</p> <p>Therefore in the light of this document this common feature cannot be a special technical feature. Therefore there is no special technical feature common to all the claimed inventions and the requirements for unity of invention are consequently not satisfied <i>a posteriori</i>.</p>	
Form PCT/ISA/210 (Supplemental Box) (July 2009)	

<b>INTERNATIONAL SEARCH REPORT</b> Information on patent family members		International application No. <b>PCT/AU2014/000572</b>	
This Annex lists known patent family members relating to the patent documents cited in the above-mentioned international search report. The Australian Patent Office is in no way liable for these particulars which are merely given for the purpose of information.			
<b>Patent Document/s Cited in Search Report</b>		<b>Patent Family Member/s</b>	
<b>Publication Number</b>	<b>Publication Date</b>	<b>Publication Number</b>	<b>Publication Date</b>
US 2002/0184104 A1	05 December 2002	None	
US 2013/0117137 A1	09 May 2013	WO 2013070749 A1	16 May 2013
<b>End of Annex</b>			
<p>Due to data integration issues this family listing may not include 10 digit Australian applications filed since May 2001. Form PCT/ISA/210 (Family Annex)(July 2009)</p>			

## フロントページの続き

(31)優先権主張番号 2014100593

(32)優先日 平成26年6月2日(2014.6.2)

(33)優先権主張国 オーストラリア(AU)

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

(特許庁注：以下のものは登録商標)

1. ツイッター

2. ブルートゥース

3. キオスク

(72)発明者 オイダ、 グラント

オーストラリア国 2030 ニューサウスウェールズ ワトソンズ ベイ ソールズベリー ストリート 2

(72)発明者 ロックウッド、 デイヴィッド ジョン

オーストラリア国 2251 ニューサウスウェールズ ベンズビル バンダレール クレセント 8

(72)発明者 ファム、 ディーン

オーストラリア国 2009 ニューサウスウェールズ ピルモント エドワード ストリート 69-71 レベル 1

Fターム(参考) 5L049 BB08 BB46 BB59 BB66

5L055 AA38